

432  
127

海軍大佐猪瀬乙彦著

新編  
入團準備讀本



東京  
良國民社版



始



特230  
790



新編  
八團  
準備  
讀本



## 序 文

帝國海軍は昭和十六年十二月六日附發令を以つて新らたに士官、下士官、兵の二段跳び任用進級の制度を設けた。

この制度に依れば敵前にあつて殊勳を奏したる者、或は拔群なる勇敢の行爲あり、その功績顯著にして海軍々人の龜鑑たり得る者に對しては一足跳びに二階級上級の官に任用又は進級せしめられるものである。これにより未曾有の大決戦に際會したる帝國海軍の士氣は一段と昂揚せられ、同時に又帝國の海軍兵たらんとする者にとりては將に千載一遇の好機を得た次第でもある。

爾來大東亞戰爭を契機として帝國海軍の偉力は嚴として全世界を壓倒した。然して向後太平洋の死命を制するものは一にかゝつてこの海軍の偉力發揮に依らねばならぬこと又論を俟たないところである。本書の刊行はこの目的のために將來我が強力海

軍の一構成員を以つて任じようとする諸君の素志貫徹に、聊か役立てようとしてなされたものであるが、幸ひ著者の微意を諒とせられるならば洵に望外とするところである。

昭和十八年一月一日

著者 識

目次

明治十五年一月帝國軍人に賜りたる勅諭 ..... 一

昭和元年十二月帝國軍人に賜りたる勅諭 ..... 三四

宣戦の大詔謹解 ..... 三六

第一章 軍人精神 ..... 四六

    第一節 海軍日本 ..... 四六

第二章 海軍の任務 ..... 五四

    第一節 訓練 ..... 五四

    第二節 平時任務 ..... 五五

第三節 戰時任務……………五六

第四節 海軍組織概要……………五七

第三章 海軍兵の入團……………六四

第一節 人の問題……………六四

第四章 官等・進級其の他の参考事項……………一五

第一節 官等と進級……………一五

第二節 入團(隊)期日……………一七

第三節 現役年數……………一七

第四節 官職一覽……………一八

第五節 参考事項……………二一

第五章 被服及服裝其の他……………二六

第一節 被服……………二六

第二節 服裝……………二九

第三節 被服の手入……………四五

第四節 給與……………四七

第五節 恩給……………四八

第六章 叙位及叙勳其の他……………四九

第一節 叙位……………四九

第二節 叙勳……………五〇

第三節 金鷄勳章……………五二

第四節 優等章及優等徽章……………五三

第五節 普通善行章及特別善行賞……………五五

第七章 衛生……………五八

第一節 衛生上の注意……………五八

第八章 刑罰……………一六四

  第一節 刑罰の意味……………一六四

  第二節 海軍刑法……………一六五

  第三節 海軍懲罰令……………一六七

第九章 酒保……………一七〇

第十章 教育機關……………一七一

第十一章 兵器……………一七四

  第一節 器の意味……………一七四

  第二節 大砲……………一七四

  第三節 魚形水雷……………一八九

  第四節 其他の兵器……………一九八

第十二章 機關……………二二三

第十三章 艦船……………二二六

  第一節 船體の知識……………二二六

第十四章 海軍の艦船……………二二六

  第一節 艦船の種類……………二二六

  第二節 各種艦艇の性能……………二四九

第十五章 航空機……………二五八

第十六章 經費の概念……………二七一

第十七章 特技教育……………二七五

第十八章 海軍官制諸機關及系統……………二七九

第十九章 旗章……………二八二

第二十章 軍紀と風紀……………二八五

第二十一章 明治三十八年聯合艦隊解散式に當り  
 東郷司令長官より麾下一般に與へられたる訓示 …………… 二九〇

目次(終)

勅諭 (衍義)

明治十五年一月帝國軍人に賜りたる勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある

我が大日本帝國の軍隊は代々天皇陛下が之をひきゐる治め給ふことになつてゐる。

昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐ

むかし 神武天皇御自身で大伴、物部などといふ兵隊の一族をおひきゐになつて。

中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ

今日の京都、大阪、奈良地方に住んでゐたわるものどもを御征伐遊ばされ。

高御座たかみくらに即つかせられて天下あめのしたしろしめし給たまひしより二千五百有餘年いっさよねんを経へぬ

天皇の御位におつきになり、我國をお治めになるやうになつてから、此の方二千五百餘年の永い年月がたつた。

此間世このあひだよの様さまの移うつり換かはるに隨したがひて兵制へいせいの沿革えんかくも亦屢またしばしばなりき

此の年月の間に世の中の有様がうつり換るにつれ、軍隊のおきての變つたことも亦度々であつた。

古いにしへは天皇てんわう躬みづかつから軍隊ぐんたいを率ひきゐ給たまふ御制おんせいにて

昔は 天皇陛下が御自身で軍隊をおひきゐになるおきめであつて。

時ときありては皇后くわうごう皇太子すうたいしの代からせ給たまふこともありつれと

時によつては皇后陛下か或は皇太子殿下が御身代りをなされたこともあつたが。

大凡おほよそ兵權へいけんを臣下しんかに委ゆだね給たまふことはなかりき

すべて軍隊をさしづする權力をけらいの者におまかせになることはなかつた

中世なかつよに至いたりて文武ぶんぶの制度せいど皆唐國風みなからくにぶに倣ならはせ給たまひ

中世の時代（大化の頃から武家の世となるまでの間）になつて國を治める役目の者、軍隊のことをつかさどる者等の規則が皆唐の國の物事にならばせられ。

六衛府ろくゑふを置き左右馬寮さうまれうを建て

左近、右近、左衛門、右衛門、左兵衛、右兵衛といふ六つの兵事を治め扱ふ役所を置き左馬寮、右馬寮といふ馬のことを扱ふ役所を建て

防人さむらいなど設たけられしかは

外國の敵を防ぐ役を設けられたから。

兵制は整ひたれとも

軍隊のすべての規則はよく立直つたけれども。

打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸く文弱に流れければ

永年つゞいた無事太平になれてしまひ、政治向きのことも段々と上部の飾りばかりになつてしまつたから。

兵農おのつから二に分れ

そこで軍人になるものと農を業とするものが自然に二つに分れ。

古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り

昔行つてゐた徴兵（國民全體が軍人になること）といふものは、いつの間にか壯兵といつて志願して軍人になるものに變つてしまひ。

遂に武士となり

しまひには此の壯兵が武を以て自分のつとめとする武士となつてしまひ。

兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し

軍隊をさしづする權力はすべて其の武士どもの頭となつてゐるもの手にうつり。

世の亂と共に政治の大權も亦其の手に落ち

國の中が亂れると同時に國を治める權力までもまた／＼武士どもの手に落ちてしまひ。

凡そ七百年の間武家の政治とはなりぬ

源頼朝が幕府を鎌倉に開いてから徳川幕府の終りに至るまで約七百年の間、武士が政治をとつてゐた。

世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すへきにあらすといひな

から

世の中の有様が段々と移り變つて此の様になつてしまつたのは人の力で元々通りには出来ないとはい申しながら。

且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき

一つは我國の元來の成り立ちと全く違ふこととなり、又一つには 天皇陛下の御先祖の御定めになつた御規則に背くことになり眞になげかはいしいことであつた。

降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ

段々と年月を経て弘化嘉永（弘化元年は皇紀二千五百四年に當る）などいふ年號の頃から徳川幕府の政治が行き届かぬやうになり、その上に歐米各國等の外國との關係が起つてきて、やゝもするとそれらの國々から輕蔑を受けさ

うな場合になつてきたから。

朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶けれ

明治天皇の御おほちのみことにあたる 仁孝天皇と御ちゝのみことにあたる 孝明天皇とが非常に御心をいため給ふたことはまことにかたぢけなくもまた恐れ多いことであつた。

然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し

それであるのに 明治天皇がまだ御年が若くして天皇の御位に即かせられたとき、征夷大將軍の職にあつた十五代の徳川慶喜、政治の權能を御返し申し上げ。

大名小名其版籍を奉還し年を経すして海内一統の世となり古の制度に

復しぬ

つゞいて大名も小名も皆其の領分をお返し申し上げ、僅かの年月の間に日本國中 天皇陛下御一人にて治めたまふやうになり、昔のおきて通りに歸ることになつた。

是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり

以上のことは文官にも武官にも忠義な良い家來があつて 天皇陛下をお助け申し上げたからである。

歴世祖宗の專蒼生を憐れみ給ひし御遺澤なりといへとも

また御先祖代々の天皇が一つに下々の人民をあはれみ給ふた御恩によつて斯やうになつたものであると申すものゝ。

併我臣民の其心に順逆の理を辨へ

併しまた一つには我國の人民が正しいことと正しくないことゝの筋道をよく

わきまへ。

大義の重きを知れるか故にこそあれ

天皇陛下に忠義を盡すことが第一大切であることをよく心得てゐたから、此の事が出来たのである。

されは此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ

そこで此のよい折に軍隊の規則を更めてたてなほして我國の光を益々揚げようと思召して。

此十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ

明治の初年から十五年までの間に陸軍も海軍も共に其の規則を只今のやうにきめたわけである。

夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば

元來我國の軍隊全部をひきゐ治め給ふ權能は 天皇陛下親御持ちになつてゐ

るのであるから。

其司々こそ臣下には任すなれ

夫々の役目々々だけを臣下に御任せになるのであつて。

其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬべきものにあらず

その大本は天皇陛下御自身で之を御持ち遊ばされ、決して臣下に御委せになるべきものではない。

子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ

子孫末代に至るまでよくよく此ことを申し傳へ。

天子は文武の大權を掌握するの義を存して

天皇陛下は國を治め給ふこと、軍隊を率ひ給ふことの權能を御持ちになることをあきらかにし。

再中世以降の如き失體なからんことを望むなり

中世此の方のやうな國家の成立を失ふやうな大きな間違を今後二度としないことを深くお望み遊ばさる。

朕は汝等軍人の大元帥なるそ

天皇陛下は我々軍人の總大將であらせられる。

されは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるべき

それ故に 天皇陛下は我々軍人を御自身のお手足のやうに頼みに思召され、我々は 天皇陛下をかしらとあがめ奉りてこそ其の親は一層深いのである。

朕か國家を保護して上天の恵に應し

天皇陛下が此の大日本國を守り治め給ふて天の御めぐみにお答へあそばされ祖宗の恩に報いまゐらする事を得るも得ざるも

また御先祖の御恩に御報いあそばすことが出来るのも出来ないのも。

汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし

我々軍人が其のつとめを盡すと盡さないことによるのである。

我國の御稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ

我國の威光が振はないやうな事があつたときは、我々軍人は 天皇陛下の御心配を一身に引きうけて共に、心配を申し上げるのである。

我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にすへし

我國の兵力が強くして其の勢が外國まで及ぶやうになつたならば 天皇陛下は我々軍人と共に其の譽を御喜びになるのである。

汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは

我々軍人がめいゝ其の職分を守り 天皇陛下の御心と一つになつて國のた

めに力を盡したならば。

我國の蒼生は永く太平の福を受け

我國の人民はいつまでも治まる御世の幸をうけ。

我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし

我國の威光や威力は共に大いに世界の光となるであらう。

朕斯も深く汝等軍人に望むなれば

天皇陛下は此の様に深く我々軍人に望をかけさせられるのであるから。

猶訓諭すへき事こそあれ

是まで御教へになつた其上にまだ教へ諭すことがある。

いてや之を左に述べむ

さあ其の御教諭になることを次に述べることにする。

一、軍人は忠節を盡すを本分とすへし

軍人は忠節を盡すのを第一のつとめとせねばならぬ。

凡生を我國に稟くるものは誰かは國に報ゆるの心なかるべき

すべて我が日本國に生れた者は誰一人として國にむくゆるといふ心のない者はなからう、皆國恩に報いたいといふ心を持つてゐる。

況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず

そのうちでも取りわけ軍人は此の國恩に報いるといふ心が堅くなかつたならば、とても役に立つものとは思はれない。

軍人にして報國の心堅固ならされは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし

軍人であつて國に報いるの心が固くない者は、どれ程わざがすぐれ學問がよく出来てもそれは形の上だけのことで丁度人形と同じものである。

其隊伍も整ひ節制も正しくとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし

又其の隊列がよくそろひ規律が正しくあつても、忠節の心のない軍隊は、戦争に出たり又は事變のあつたときに全く烏の寄り集りと同じで、何の役にも立たないものである。

抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば

元來國を守り、國の權利を保つてゆくのは、兵力即ち軍隊の力によるのであるから。

兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ

軍隊の力が強ければ國は榮へ、軍隊の力が弱ければ國は衰へるのである。此の事をよく心に刻みつけ。

世論に惑はす政治に拘らす只々一途に己か本分の忠節を守り

世の中の人々が何と言はうともそれに迷はされず、政治がどうあらうとそれにかまはず唯々一心になつて自分の第一のつとめである忠義の道を堅く守り。

義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ

忠義を盡すといふことは山よりも重く大切なこと、思ひ 陛下の御爲に死ぬことは、大鳥の羽よりも軽く何でもないこと、覺悟してゐなくてはならぬ。

其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

此の正しい心を變へたり、又は油斷をして不覺をとり、軍人の名譽を汚す

やうなことが決してあつてはならぬ。

一、軍人は禮義を正しくすへし

軍人は行儀作法を正しくせねばならぬ。

凡そ軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず

すべて軍人には、大將から兵までの間に夫々身分役目等がいくつにも分れてゐて、上の者は下の者を治め、下の者は上の者につき従つてゐるばかりでなく。

同列同級とても停年に新舊あれは

同じ官等級の者、同じ役目の者でも新しい者と古い者があるから。

新任の者は舊任のものに服従すへきものぞ

新たに任せられた者は舊くから任じられてゐる者に心から従ふべきものである。

下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ

また下の者は上の者の言ひ付けをきくときにはぢきくに 天皇陛下の仰せを承ることゝ心得てゐなくてはならぬ。

己か隸屬する所にあらずとも

自分が直接つき従つて居るところの上官でなくとも。

上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總て敬禮を盡すへし

自分より上級の人は申すまでもなく、同級であつても年限の古い者に對しては何事によらず之を敬ひ禮儀をあつくせねばならぬ。

又上級の者は下級の者に向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず

また上の者は下の者に向ひすこしでもあなどり輕んじ、おごりたかぶるやうなことをしてはならぬ。

公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ

おほやけの務めの爲に其の役目についてきびしく上下の區別を立てるときはべつとして其の他のときは出来るだけ親切に取扱ひ。

慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ

いたはりいつくしむことを心がけ、上の者も下の者も一つ心になつて 天皇陛下の御爲に務め働くのである。

若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はす下を惠ますして一致の

和諧を失ひたらんには

軍人が若しも禮儀を守らず、上に立つ人を敬ひ尊ばず、また下の者になさ  
けをかけないで、上下一つ心になつて仲よくすることが出来なくなつたな  
らば。

營に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし  
たゞ軍隊ばかりの毒蟲でなく、國家の爲にも中々ゆるすことの出来ない罪  
人である。

一、軍人は武勇を尙ふへし

軍人はたけく勇ましいのを第一とする。

夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば

元々武勇といふことは我日本では昔から最も貴んでゐたのであるから。

我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし

我日本國の臣民たるものは誰でもたけく勇ましい心がなくてはならない。

況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよか  
るへき

そのうちでも軍人は戰爭に行き敵に向ふのが役目であるから、たとへ僅か  
の間でも武勇といふことを忘れてはならぬ。

さはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず

しかし武勇のうちにも大勇と小勇との二つがあつて同じものではない。

血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し

年若い元氣にまかせて手荒いことなどするのは決して武勇とは申されない  
軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して

事を謀るへし

軍人といふものは常によく物事の道理を心得、氣力を練つて之を強くし、考へた上にも尙よく考へて物事をしなければならぬ。

小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれ

少しの敵でも之をみくびらず、如何程の大敵に逢つても之を懼れず、軍人としての職務を果すのが眞の大勇と謂ふのである。

されは武勇を尙ふものは常々人に接るには

さういふわけであるから、武勇を貴ぶ者は常に人とつきあひをするには。

溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ

おとなしくおだやかにすることを第一として、世の中の多くの人から愛せ

られ敬はれるやうに心掛けねばならぬ。

由なき勇を好みて猛威を振ひたらは

つまらぬ勇氣を好んで手荒いことやばげしい勢を見せたらば。

果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ

しまひには世の中の人がいやがりきらつて、山犬や狼の如く思ふやうになる。よくよくつゝしまねばならぬことである。

一、軍人は信義を重んずへし

軍人はまことの道を守り、義理固くすることが大切である。

凡信義を守ること常の道にはあれと

すべて眞の道を行き、義理を守るとは人としてなすべきあたりまへのことであるが。

わきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし

とりわけ軍人は眞の道と義理を守らなくては、一日でも軍隊の中にゐて人とつきあつてゆくことは出来ない。

信とは己か言を踐行ひ

信といふのは自分の言つたことを正しく行つてゆくことである。

義とは己か本分を盡すをいふなり

義といふのは自分のなすべき本分をどこまでも盡すのをいふのである。

されは信義を盡さむと思は、始より其事の成し得へきか得へからさるかを審に思考すへし

さういふわけであるから信義を盡さうと思つたらば、始めから其の事はな

しとげ得られるか又は到底出来ないことかをよく／＼考へて見なければならぬ。

臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ

出来るか出来ないかわからぬやうなあやしげなことをうつかりうけあつてつまらないかゝりあひをつけ。

後に至りて信義を立てんとすれば

後になつてまことを盡し義理を立てようとする。

進退谷りて身の措き所に苦むことあり

進むことも退くことも出来なくなり、自分の身の措き所に全く困ることになる。

悔ゆとも其詮なし

さうなつてから悔んでも仕方がないものである。

始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ

それ故に最初に其の事は順序正しいことであるか、道理に叶つて居るか否かを能く能く考へてみて。

其言は所詮踐むへからすと知り

其の言つたことばはとても實地に行ふことが出来ないといふ心付き。

其義はとても守るへからすと悟りなは速に止るこそよけれ

其の義理は到底守ることが出来ないといふ氣付いたならば、早く止めるにこした事はない。

古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り

昔から小さな義理を立てようとして却て大もとの大切な道を誤り。

或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守り

又世の中の正しい道理を踏みちがへて私事の義理のみを守り。

あたら英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し

おしむべき立派な人々がその爲に災難にあひ自分の身を失ひ。

屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを

死んだ後々までも汚れた名前を世の中に遺した例が中々尠からぬものである。

深く警めてやはあるへき

深く氣をつけねばならぬことである。

一、軍人は質素を旨とすへし

軍人はつゝましくして飾り氣のないやうに心がけねばならぬ。

凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り

すべて質素を第一と心掛けないと弱々しくなつたり、薄情になつたり。

驕奢華麗の風を好み

おごりつくし、はでなことを好み。

遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり

そのあげくには慾深く物をむさぼるやうになり、其の心は非常にいやしくなり。

節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし

たとへ善い行や勇氣があつても何の役にもたゝず、世の中の人から忌みきらはれ、爪はじきをせられるやうになる。

其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり

これは自分一代の不仕合せといふ位では中々すむものではない。

此風一たひ軍人の間に起りては

此の様な悪い風儀が一度軍人の間にはやり始めたならば。

彼の傳染病の如く蔓延し

あの恐しい傳染病と同じやうにはびこり廣がつて。

士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり

軍人の風儀も軍人の元氣も衰へてしまふことは明かである。

朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれと

明治天皇は深く此の事を御心配遊ばされ、明治十年二月免黜條例といつて、不都合なことをした者は役をやめさせ、又は之を罰するやうに規則を御定めになり、悪いことをしないやうに大體に於て之を誠めて置かれたが。

猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるそかし

此の様にしてもまだわるい風儀が出来はしないかと御心を惱ませられ、わざ／＼こゝに重ねて御諭しになつたのである。

汝等軍人ゆえ此訓誡を等閑にな思ひそ

吾々軍人は此の御訓誡を決しておろそかに思つてはならぬ。

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからす

右に掲げた五ヶ條の教については、軍人たるもの暫くの間でも之を輕々しく思つてはならぬ。

さて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ

さて此の五ヶ條を守り、之を實際に行つてゆくには、一のまごころが大切で

ある。

抑此五ヶ條は我軍人の精神にして

元々此の五ヶ條は我が軍人の精神即ち魂とすべきものであつて。

一の誠心は又五ヶ條の精神なり

此の一のまごころはまた五ヶ條の各條々のうちにこもつてゐる魂である。

心誠ならされは如何なる嘉言も善行も

心のうちにまことがあり、そのまことの心からしたことでなかつたならば、どれ程立派なことを言ひ、どれ程善い行があつても。

皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき

之等は皆うはへだけの飾りで何の役にも立たない。

心たに誠あれは何事も成るそかし

心にさへまことがこもつて居れば、如何なることでも出來ないことはない。  
況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり

もとより此の五ヶ條は世の中のおほやけの道で、また人たるものゝ行ふべき  
あたりまへのことである。

行ひ易く守り易し

之を行ふことも守ることも共にたやすいことである。

汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは

我々軍人が能く此五ヶ條の訓にしたがつて其の道を守り行ひ、國恩に報いる  
ためにそのつとめを盡したならば。

日本國の蒼生舉りて之を悦ひなん

我が日本國の臣民は一人残らず悦ぶことであらう。

朕一人の憚のみならんや

天皇陛下御一人の御憚ばかりではない。廣く國民全體から悦ばれるのである。

明治十五年一月四日

御名

昭和元年十二月帝國軍人に賜りたる勅諭

朕祖宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ大統ヲ嗣クニ臨ミ朕力股肱タル陸海軍人ニ告ク

今上天皇陛下は、御代々御恩徳の高い 天皇の御稜威を受けさせられ 先帝陛下の御あとに萬代變ることのない 天皇の御位を御世嗣ぎ遊されたにつき 陛下が御手足の如くに思召す陸海軍人に仰せ聞かせ給ふには。

惟フニ皇祖考夙ニ汝等軍人ニ聖訓ヲ降シ給ヒ  
つら／＼考へてみれば 陛下のおほちのみこと 明治天皇は、明治十五年陸海軍人に御教への言葉を下し給ひ。

皇考亦申ネテ聖諭ヲ垂レ給ヘリ

御父君なる 先帝陛下は 明治天皇の御教に加へ重ねて尊き御諭を御示しあらせられた。

汝等軍人眷々服膺シ克ク匪躬ノ節ヲ效シ盡忠報國ノ偉績ヲ建テタリ  
陸海軍人は此の有難い教訓を守り、我が身を顧みず王事に盡し、忠義と國に報いるの勳をたてた。

朕ハ先朝ノ慈育愛撫シ給ヘル軍隊ヲ念ヒ  
天皇陛下は 明治天皇並に 先帝陛下が御心を盡して御育てになつた軍隊であることを深く御心にかけてさせられ。

切ニ汝等軍人ノ忠誠勇武ニ信倚シ列聖ノ遺業ヲ紹述シ  
我々軍人の忠義心と誠心及び武けく勇しいのを御信任あらせられ、御代々の天皇のおのこしになつた大事業を受けつがせ給ひ。

倍々國威ヲ顯揚シ億兆ノ慶福ヲ増進セムコトヲ冀フ

我國のいきほひを益々盛んにし、其の光を輝かし國民の喜びと幸福を増すやうに一途に御望み遊ばされる。

汝等軍人其レ克ク朕力意ヲ體シ

我々軍人はよく 天皇陛下の大御心のあるところを我が心に深く刻みつけ。

先朝ノ訓諭ニ遵由シ

明治天皇並に 先帝陛下の尊い御教訓を守り、之に従ひ。

審ニ宇内ノ大勢ヲ察シ深ク時世ノ推移ニ鑒ミ

世の中の有様を仔細に見定め、時代の移り變る様子を根本から究め、之をもつて我が身の誠となし。

切蹉砥礪愈々操守ヲ固クシ

軍人精神を鍊り鍛へ、且つ之を研ぎ磨き正しい心、正しい道を一層固く守り

一意奉公ノ至誠ヲ擢テ以テ宏猷ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ

餘事を思はず、一生懸命に忠節と、國に報いるといふ誠の心をいよゝ高くし 天皇陛下が此の國を治め給ふ大業に十分に力を盡せと仰せになつた、畏いことである。

昭和元年十二月二十八日

御名

### 宣戰の大詔謹解

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國天皇ハ昭ニ忠誠勇武ナル汝有眾ニ示ス

「神の加護をたもつて萬世一系の皇位を踐んでゐる大日本帝國天皇は、昭に忠誠勇武なる汝等有眾に告げ知らせる」と仰せられたのである。

朕茲ニ米國及英國ニ對シ戰ヲ宣ス

「朕はこゝに米國及び英國に對して戰を開くことを宣告する」との仰せである。

朕カ陸海將兵ハ全力ヲ奮テ交戰ニ從事シ朕カ百僚有司ハ勵精職務ヲ奉行シ朕カ眾庶ハ各々其ノ本分ヲ盡シ

朕が陸海軍の將兵は全力を奮ひ起して敵と戰を交へ、朕が諸々の吏員達はそれ〴〵其の奉じてゐる職務をつとめはげみ、朕が一般多數の人民はそれ〴〵其の本分を盡し」と仰せられたのである。

億兆一心國家ノ總力ヲ擧ケテ征戰ノ目的ヲ達成スルニ遺算ナカラムコトヲ期セヨ

「億兆と數多くある臣民のすべてが心を一にし、國家の總力を残る所なく用ひ盡して、この征戰の目的を達成する上に手落がないやうに堅く決心して必ず其れを實行せよ」と仰せられたのである。

抑々東亞ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄與スルハ丕顯ナル皇祖考丕承ナル皇考ノ作述セル遠猷ニシテ朕カ拳々措カサル所

「そも〴〵東亞の安定を確保し、それによつて世界の平和に力を致すといふことは、丕顯なる御祖父 明治天皇が創め給ひ、丕承なる御父 大正天皇が

繼ぎ述べさせ給へる遠大なる御猷であつて、又朕がつね々服膺遵守してゐる所であつて」と仰せられてある。

而シテ列國トノ交誼ヲ篤クシ萬邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ之亦帝國力常ニ國交ノ要義ト爲ス所ナリ

「さうして列國とのよしみを篤くし、世界萬國がともく々に榮えて行く樂を一緒にすることは、これまた我が帝國が常に國交の要義としてゐる所である」と仰せられたのである。

今ヤ不幸ニシテ米英兩國ト釁端ヲ開クニ至ル洵ニ已ムヲ得サルモノアリ豈朕力志ナラムヤ

「今や不幸にして米英兩國と戦を始めることゝなつたが、これは本當に已むを得ない事情があるので、決して自分のかねての志としてゐたところではな

い」との仰せである。

中華民國政府曩ニ帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘテ東亞ノ平和ヲ攪亂シ遂ニ帝國ヲシテ干戈ヲ執ルニ至ラシメ茲ニ四年有餘ヲ經タリ

「中華民國政府は以前に帝國の本當の精神を理解しないで、無法にも面倒な事件を引き起して東亞の平和をかきみだし、遂に帝國をして武器をとつて戦ふの止むなきに至らしめ、今日迄にはや四年餘の歲月がたつた」との仰せである。

幸ニ國民政府更新スルアリ帝國ハ之ト善隣ノ誼ヲ結ヒ相提攜スルニ至レルモ重慶ニ殘存スル政權ハ米英ノ庇蔭ヲ恃ミテ兄弟尙未タ牆ニ相鬪クヲ悛メス

「幸に其の國民政府が南京に新しく生れかはり、帝國は之と親しく隣國のよ

しみを結び、相たづさへて進むやうになつたけれども、重慶に残つてゐる彼の政權は、米英の保護に頼りすがつて、同じ中華民國の同胞が今尙一家ともいふべき一つ國の中に相争ふといふあさましい過を止めあらためようとはしない」と仰せられたのである。

米英兩國ハ殘存政權ヲ支援シテ東亞ノ禍亂ヲ助長シテ平和ノ美名ニ匿レテ東洋制覇ノ非望ヲ逞ウセムトス

「そして米英兩國は重慶に残存してゐる政權を支へ援けて東亞の禍亂を益々大きくし、平和の美名を表にかゝけて其の裏では東洋を抑へて其の支配者とならうとする無法無道な慾望を思ふ存分に満たさうとし」と仰せられたのである。

剩へ與國ヲ誘ヒ帝國ノ周邊ニ於テ武備ヲ増強シテ我ニ挑戰シ更ニ帝國ノ平和的通商ニ有ラユル妨害ヲ與へ遂ニ經濟斷交ヲ敢テシ帝國ノ生存

### ニ重大ナル脅威ヲ加フ

「尙其の上に彼の味方の國々を誘ひ、帝國のまはりに軍備を増大強化して、我が國に戦争をしむけ、更に帝國の平和的通商にまで有らゆる妨害をし、遂に經濟上の交りを無理に斷ち切つて、帝國の生存を益々おびやかして來たのである」との仰せである。

朕ハ政府ヲシテ事態ヲ平和ノ裡ニ回復セシメムトシ隱忍久シキニ彌リタルモ彼ハ毫モ交讓ノ精神ナク徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメテ此ノ間却ツテ益々經濟上軍事上ノ脅威ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス

「朕は政府をして事態をおだやかに回復せしめようとして、長い間隱忍して來たけれども米英は少しも互に譲り合ふといふ精神がなく、徒らに時局の解決を段々長引かせて、此の間に却つて益々甚だしく經濟上軍事上の脅威を増大し、かくの如き忌はしい手段を用ひて帝國をして彼等の前に屈從すること

を餘儀なくせしめようとしたのである」と仰せられたのである。

斯クノ如クニシテ推移セムカ東亞安定ニ關スル帝國積年ノ努力ハ悉ク水泡ニ歸シ帝國ノ存立亦正ニ危殆ニ瀕セリ

「このやうなまゝにしてうつり行くならば、東亞安定の爲に帝國が長い間續けて來た努力は悉く無駄に消え去つてしまひ、帝國の存立も亦正に危険に差迫るといふ處までに立ち至つたのである」と仰せられたのである。

事既ニ此ニ至ル帝國ハ今ヤ自存自衛ノ爲蹶然起ツテ一切ノ障礙ヲ破碎スルノ外ナキナリ

「事態は最早やこのやうな所まで迫て來た。帝國は今や自存自衛のため蹶然起ち上つて一切の妨害となるものを打ち破り打ちくだいて進んで行く外に道はないことになつたのである」と仰せられたのである。

皇祖皇宗ノ神靈上ニ在リ朕ハ汝有眾ノ忠誠勇武ニ信倚シ祖宗ノ遺業ヲ恢弘シ速ニ禍根ヲ芟除シテ東亞永遠ノ平和ヲ確立シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス

「皇祖皇宗の神靈が上に在しまして護りを加へ給ふのである。朕は汝等有眾の忠誠勇武なることに信倚し、祖宗の御遺業を更に大きく發展せしめ、速に禍亂の根本を取り除いて、東亞永遠の平和を確立し、かくして以て帝國の光榮を保全せんことを期する」と仰せられたのである。

### 御名、御璽

昭和十六年十二月八日

## 第一章 軍人精神

### 第一節 海軍 日本

明治初年頃、海外を旅行せし人々の談に據れば、當時の我が日本國が、歐米諸國人の間に認識されて居なかつたことは、實に驚くの外はない有様で、多くの外人は、世界地圖をひろげて、日本國土の所在を探しあて、そして、大抵は支那の屬領諸島である位に考へて居たものだとのことである。然るに、其の日本が、僅か六、七十年の經過にすぎない今日に於ては世界屈指の強國として國威は燦然として隈なく海外に輝き渡り、各國齊しく驚異の眼を見張つて居る有様であるが、斯くも日本をして向上發展せしめた主なる原因は、抑々何處に在るのであらうか。

かけまくも畏きことながら、明治天皇陛下の允文允武、克く大政維新の國本を定めさせ給ひしに因るものなることは申上るまでもないが、又、國民が協力和合、克く、聖旨を奉體し、萬難を排して國權を開發、國運の伸展に努力し來つた爲であることは蓋し何人も首肯し得らるゝ所であらう。

就中、舉國一致懸命努力の實は遡つては清國及び露國を膺懲せる兩度の大戦役、近くは滿洲事變、上海事變、支那事變及び今次の大東亞戦争等に於て、最も美事に發揚し發揮されつゝありと言ふを得べく、回憶想見、忠憤の義氣、自ら勃然として胸裏に勇躍し來るを禁じ得ざると同時に、吾人は、日本臣民として、然も斯かる聖代に日本國に生を享けつゝある憚よろこびと誇りとを、しみじみ感せしめらるゝ次第である。

究竟するに、我が大和民族は、尙武の氣を藏し、仁義を重んじ、外、禮節を貴ぶ特質を有し、萬物の靈長の集團たる姿に於て、他の何れの民族と比肩するも、決して遜色あるものではない。況してや、上に萬世一系至仁の天皇を戴き、忠孝一本を以て國體の精華とする我が國、敢て暴威を振ふことなく、八紘を掩て一字と爲すの大精神の下に、自然的發展を遂げ行く我が日本、實に金甌無缺、萬國の靈長とも讃ふべき國家

聖訓五箇條

一 軍人忠節を盡せよ  
 本分と見做し  
 一 軍人禮儀を正し  
 一 軍人武勇を尚ふべし  
 一 軍人信義を重んずべし  
 一 軍人質素を旨とすべし

元帥陸軍大臣 陸軍少将 大塚 昌高

に終始せんこと、寧ろ當然の歸結と謂ふべきである。

我國民族精神前記固有の特長は、斯の如く國體國史の感化啓發を蒙り、累次の國難的外患に際會しては、國を擧げて一團となり、非常の義勇奉公心を發揮し毎に雨降つて地鞏り、禍ひを轉じて福となすの結果に歸納し得た次第であつて、國防の第一線に立てる皇軍の武威赫々たる所以も、吾人としては毫も異とするに足らぬのである。

併しながら、己惚と油斷は、總ての事に於て禍の本であり、凋落に導く大敵である。吾人は常に國家を思ひ、祖先の偉業に鑑み、いやが上

にも國民精神の作興に努むべきである。

茲に題して軍人精神と言へるも、舉民皆兵の我が國に在りては、煎じ詰めれば、國民精神であつて、唯累次の征戰に際し軍人に依つて顯揮さるゝ機會が多かつた爲に別名的に稱へたまでのことである。

さて、この軍人精神は、何に依つて振作すべきであるかといふに、申すも畏き極みながら、勅諭寫として卷頭に掲げまつりし、聖旨を奉體し、朝に夕に、此の、大御心に副ひ奉らんことに努むる以外には無いのである。

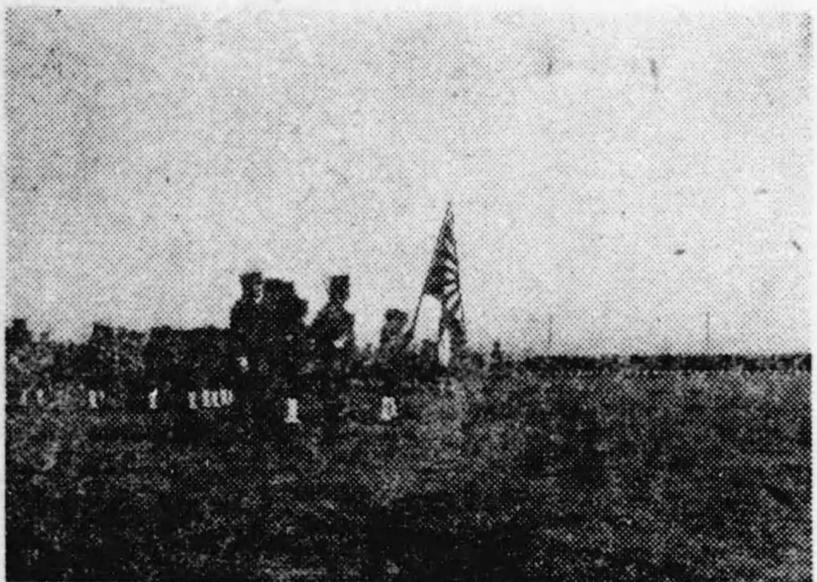
抑々、此の 御勅諭は 明治天皇陛下におかせられて深く思召し給ふ所あり、明治十五年一月四日、時の赤坂假皇居内太政官に臨御、政治式を行はせられたる御後、陸海軍卿を召され、左大臣有栖川宮熾仁親王殿下、右大臣岩倉具視卿及び各參議等侍立の上、親しく陸海軍人に對し賜はせられたる由拜聞せる所なるが、爾來五十有六年此の大御訓が皇軍軍人精神修養上の一大指針となつて、絶大の 御感化を蒙り得たのは申上奉るまでもなき事實であつて、卷頭踵いで掲げまつりし、今上天皇陛下の 御勅

諭 並に御勅語にも明示され給へる所の如くである。

前にも述べた通り、舉民皆兵である吾等日本國民は、齊しく右の 御勅諭 御勅語の聖旨を奉體すべきであるが、とりわけて、志を立て或は微に應じて皇國軍隊に職を奉せんとする人々に於ては、常に、奉讀怠ることなく、前以て、義勇奉公の精神涵養に心掛くることが何よりも肝要事である。

尙、茲に敷衍して述べたいことは、軍人たらん者は、特に、眞面目でなければならぬといふ一事である。凡そ何事に限らず、之に従事してゐる人の姿、態度が不眞面目であるのは、誰しもにが／＼しく感ずる所で、之に反して極めて眞面目であることは誠に美しくも見へ、時としては壯嚴の感に打たるゝことさへあるのである。之は人間誰れでもの本性が、眞面目を尙ぶ證據とも言ふべきである。然るに其の局に當つて自ら事物を處理する立場になると、努力に耐え得ないとか、根氣が續かないとか、又は外の誘惑に驅らるゝとかのために、いつのまにか本性に於ては甚だ喜ばない不眞面目な態度に陥り、甚しきに至つては、其の事の完成を待ち得ずして、中途にして努力を

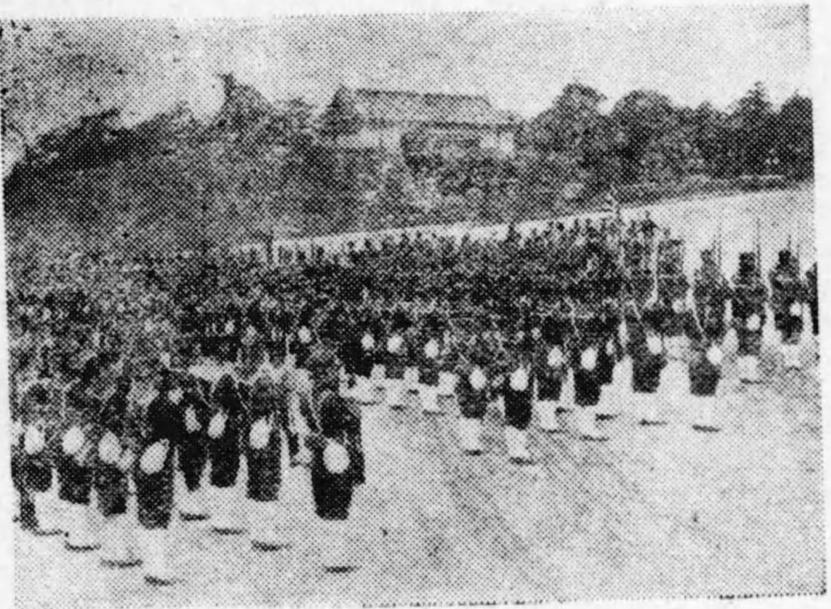
海軍陸戦隊の觀兵式



廢してしまふやうな者も出て來るのである。斯

くの如きは一種の罪惡であつて、殊に分擔されたる責任作業等の場合であれば、周圍に必ず迷惑が及び、其の人は最早團體組織中の一員として信頼が置けぬといふ非難は免れないことゝなつてしまふので、單に其の一人一人の責めばかりでなく、團體の全成果にまでも影響し、正に由々しき結果を來たすことゝもなるのである。

この故にこそ、崇高なる國防の第一線勤勞に従事する軍隊に於ては、精神を第一として「終始一貫眞面目に責任を果たす」といふ事を習慣性にしてしまふまでに鍛へ上げやうとする所に教育の主眼を置いて居るのである。



此の眞面目、此の緊張味を表現するものに、「不動の姿勢」がある。軍隊の日常勤務に於て、號令に依つても、將又、自發的にも、不動の姿勢を取る場合は、日に幾回となく起つて來るのであるが、之は單に外觀的の形や恰好の問題でなく、其の姿勢にふさはしき、眞劍破邪、無念無想の緊張状態に心の構へを立て直すのであつて、心身整齊、之程の眞面目は、他に見出せないといつても過言ではないと思ふ。

軍隊教育は、實に「此の不動の姿勢」だけでも非常に傑出した價值があると言ひ得る。

かの觀兵式の際等、軍裝を整へたる大部隊が一齊に此の姿勢を取つた大廣場の光景は、眞善

美の極致であつて、正に壯嚴と稱する外に形容すべき言葉がない。

此の「不動の姿勢」此の緊張味は、即ち、かの火中に端然劍を提げて佇立せる不動明王の姿其のものであつて、烈火も亦害ふ能はざる沈勇、果敢、忍耐等の美德の表現とも謂ふべきである。

國民に不動の眞面目あれば其の國榮へ、軍容に不動の眞面目あれば其の軍必ず勝つ而して軍、民共に個人を以つて本となすを想はゞ一人一人の眞面目が基礎的に肝要なることは、最早多言を要せぬであらう。

偕て、國家を保護し國權を維持することの兵力に頼らざるべからざるは、改めて縷述するの要もなく、又我が日本の如き海國が海軍を離れては潑刺たる發展を望み得ぬことも、解かりきつた事柄である。

併しながら、本書の目的上順序として先づ、海軍の任務に關し、筆を起すの至便なるを思ひ左に其の概要を記述することとする。

## 第二章 海軍の任務

### 第一節 訓練

軍備の直接の目的は、戦争の用に立てることにある、従つて戦時の海洋軍備即ち海軍の遂行すべき使命は簡單明瞭で、敵を破つて國家の存立を確保することにある。

然らば平時に於ける海軍の使命は如何といふに、艦船、兵器、機關等の構造頗る複雑となりし現代に在りて、一朝有事に當り、之等を完全に使用して、最大の戦闘能力を發揮せんが爲には、先づ訓練なるものに重きをおかなければならぬ。殊に戦闘作業は、乗員個々の動作を有機的に綜合せる團體活動なるを以て、其の教養は一朝一夕の能くする所に非ざるのみならず、各員作業に熟達し、關係各部の連繫、圓滑を期し得ると否とは、直に戦闘の勝敗に影響し來たる次第なるが故に、何としても不斷の訓練

が第一となるのである。次には艦船の整備問題である。何時突發するかわからぬ戦争に對し、常に艦船、兵器、機關等を整備の状態に在らしめねばならぬことは申すまでもないことであるが、之等のものは使用するに従つて、磨耗、缺損、腐蝕等を生ずるし、一方又人智の進歩に伴つて絶へず改良の必要が起つて來るから、時々之等を修繕し改良しつゝ、常に最新、最銳の状態を保たしめん爲には、至大の研究と努力とを要するのである。即ち人員の教育、訓練と艦船の整備とを完成しつゝ、有事の際に備ふることは海軍の平時に於ける最も主要な作業で、國家が海軍を備ふる目的を達成するための當然の責務である。右の外、平時の海軍は又國民の生活と密接なる關係を有する幾多の任務に服してゐる。

### 第二節 平時任務

平時に在つては洋上の警察官として海上を警備し、洋上の海賊退治、難波船舶の救助、又は正當なる條約上の權益の保護、救助、天災に於ける避難民の海上輸送等、平



時と雖もその任務は極めて重い。又海外發展を支援して、在留人の權益を擁護し、帝國繁榮の要素たる多數の邦人をして、安んじてその業務に従事することを得さしめ、通商貿易に従事する多數の船舶に對して、直接間接の保護の任に當るのである。その他艦隊又は軍艦の外國訪問に依つて、外交上重大な効果を擧げ、國交の親善に寄與する。又水路測量、海上氣象の觀測及び海流調査等を行つて、海洋發展に貢獻するなど海軍平時の任務は極めて重大であり、且多岐に分れてゐる。

### 第三節 戰時任務

戰時に於ける海軍の第一の任務は、敵の艦隊を擊滅して再び我に敵對し得ないやうにする事である。かくして世界に於ける我海上交通や、物資の輸送も安全自由を得、又沿岸の航海や、漁業等も妨害される事なく、陸軍の兵站線も極めて安全に確保される。然して右の如く制海權を掌握した上は、國防は充分に其の目的が達せられ、且進退攻守も全く自由になる譯である。

尙海軍には軍艦より陸上に派遣する陸戰隊と稱する特別の編制があつて、之には軍艦の乗員を以て編制するものと、特別に編制して派遣するものと二種がある。何れも戰時事變に際しては寄留民の保護、陸軍の上陸掩護、局地の暫時占據又は海軍交通保護の任務等に就くものである。蓋し大東亞戰爭に於ける陸戰隊の活動の目覺しさに至りては既に周知の通りである。

### 第四節 海軍組織概要

#### 一、海軍區並に軍港・要港

(1) 海軍區

海軍區	陸上區	海上區
第一海軍區	樺太、北海道、青森縣、秋田縣、岩手縣、宮城縣、福島縣、茨城縣、千葉縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、東京府、神奈川縣、山梨縣、靜岡縣、愛知縣、長野縣、岐阜縣及三重縣	樺太、北海道、青森縣、秋田縣、岩手縣、宮城縣、福島縣、茨城縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、靜岡縣、愛知縣及三重縣の海上
第二海軍區	奈良縣、和歌山縣、大阪府、兵庫縣(美方郡及城崎郡ヲ除ク)、岡山縣、廣島縣、山口縣、香川縣、德島縣、高知縣、愛媛縣、宮崎縣、大分縣及福岡縣(遠賀郡、宗像郡界以東ノ海ニ面スル郡及市)	和歌山縣、大阪府、兵庫縣(日本海ヲ除ク)、岡山縣、廣島縣、山口縣、香川縣、德島縣、高知縣、愛媛縣、宮崎縣(有明灣ヲ除ク)、大分縣及福岡縣(遠賀郡、宗像郡界以東)ノ海上
第三海軍區	福岡縣(第二海軍區ニ屬スルモノヲ除ク)、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、鹿兒島縣、沖繩縣、朝鮮及臺灣	福岡縣(第二海軍區ニ屬スルモノヲ除ク)、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、鹿兒島縣、宮崎縣(有明灣)、沖繩縣、朝鮮及臺灣ノ海上

第四海軍區	山形縣、新潟縣、富山縣、石川縣、福井縣、滋賀縣、京都府、兵庫縣(美方郡及城崎郡)、鳥取縣及島根縣	山形縣、新潟縣、富山縣、石川縣、福井縣、京都府、兵庫縣(日本海)、鳥取縣及島根縣ノ海上
-------	--	---

(2) 海軍志願兵徵募區

海軍區は別に、海軍志願兵徵募や、召集事務等の爲海軍志願兵徵募區を左の通り定められてゐる。

海軍志願兵徵募區	所管鎮守府	應府縣
第一	横須賀鎮守府	樺太、北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、山梨、靜岡、秋田、長野
第二	吳鎮守府	愛知、三重、和歌山、奈良、大阪、兵庫、岡山、廣島、山口、鳥取、島根、岐阜
第三	佐世保鎮守府	德島、香川、愛媛、高知、大分、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿兒島、沖繩
第四	舞鶴鎮守府	山形、新潟、滋賀、京都、富山、石川、福井

(3) 軍港、要港

各海軍區には軍港がある。海軍區の防禦及び警備は軍港にある鎮守府が之を掌る。又海軍區には若干の要港が置かれ、要港部は特に定められたる地域の防禦並警備を掌る。

第一海軍區	横須賀軍港	神奈川縣横須賀	大湊要港	青森縣下北郡大湊
第二海軍區	吳軍港	廣島縣吳	徳山要港	山口縣徳山市
第三海軍區	佐世保軍港	長崎縣佐世保	鎮海要港	朝鮮慶尙南道昌原郡陸海
第四海軍區	舞鶴軍港	京都府舞鶴	馬公要港	臺灣馬公

(備考)

- 一、關東洲海軍區は佐世保鎮守府、南洋海軍區は横須賀鎮守府の所管に屬す。
- 二、旅順港は要港ではないが、要港部を置いてある。

二、艦船の所屬

各艦船は本籍を鎮守府に置き、役務の變更に依つて本籍は變らない。艦隊、警備隊

等に編入附屬し、又練習、測量その他の役務に服する艦船を在役艦船といひ、その他を豫備艦船と云ふ。各艦船の役務は、年度毎に中央當局から發令される。

三、兵力の編制

(1) 軍艦内の編制

軍艦内の最高指揮官は艦長で、その輔佐官として副長がある。次に各科の科長、分隊長があり、以下、士官、特務士官、准士官、下士官兵の乗組員がある。

(2) 艦隊の編制

軍艦にはそれ／＼特殊の性能を附與せられてゐるので、それ等を適宜に併合統制する事が艦隊の編制である。

艦隊は軍艦二隻以上を以て編制し、必要に應じて、之に驅逐隊、潜水隊、水雷隊掃海隊、又は驅逐艦、潜水艦、水雷艇を編入し、港務部、防備隊、航空隊、特務艦を附屬する。尙艦隊は必要に應じて戰隊に區分する。

戰隊は軍艦二隻以上又は軍艦及び驅逐隊若しくは潜水隊を以て編制する。但し主

として航空母艦、水上機母艦、驅逐隊、潜水隊等を以て編制するときは、之を航空戦隊、水雷戦隊、潜水戦隊等と呼んでゐる。聯合艦隊は艦隊二箇以上を以て編制する。

右編制に於ける各指揮官の名稱は、軍艦に在りては艦長、驅逐隊、潜水隊は司令、戦隊、水雷戦隊、潜水戦隊は司令官、艦隊は司令長官と云つてゐる。

我國には第一艦隊、第二艦隊、練習艦隊及び支那方面艦隊がある。第一艦隊第二艦隊は聯合艦隊を編制してゐる。

#### 四、海軍諸機關

##### (1) 海軍大臣

海軍大臣は 天皇に直隸し、海軍省の主班になつて海軍軍政を管理し、海軍軍人軍屬を統督する。

##### (2) 軍令部總長

軍令部總長は 天皇に直隸し、帷幄の機務に參畫すると共に、軍令部を統轄し、

國防用兵に關する事務を掌理する。

##### (3) 艦隊司令長官

獨立艦隊司令官、鎮守府司令長官、警備府司令長官、海軍兵力を指揮統率するの大權は 天皇の握らせ給ふ所であり、右の各司令長官、司令官は各 天皇に直隸して統帥權を承行し、部下を統率指揮するの權を附與せられる。但し軍政事務に關しては海軍大臣の命を承ける。

##### (4) 其の他の諸機關

(イ)中央機關——海軍大臣隸下の中央機關に艦政本部、航空本部、施設本部、水路部、高等軍法會議、東京軍法會議等がある。尙艦政本部長の下に海軍技術研究所、海軍火藥廠がある。

(ロ)鎮守府、警備府管下の機關——鎮守府には人事部、經理部、建築部、軍需部、艦船部、工廠、航空技術廠、燃料廠、療品廠、衣糧廠、病院、鎮守府軍法會議、刑務所、港務部、海兵團、防備隊、航空隊、通信隊がある。警備府には港務部、

工作部、病院、防備隊等の諸機關が置かれてある。

(ハ)教育機關——海軍軍人の養成並に教育機關として、大學校、兵學校、機關學校、軍醫學校、經理學校、砲術學校、水雷學校、機雷學校、通信學校、航海學校、潜水學校、工機學校、工作學校、海兵團練習部、練習航空隊及び病院練習部がある。大學校、兵學校、機關學校、軍醫學校及び經理學校は海軍大臣の直轄にあり、その他は各所在地を管轄する鎮守府司令長官に屬する。

### 第三章 海軍兵の入團

#### 第一節 人の問題

何事に限らず、凡そ作業能率の高低は、一に之に従事する人と之に使用する器の良否及び多寡に基因するので結局數を離れた根本問題より見れば、總ての作業力の要素

は人と器に在るといひ得る次第であるが、海軍兵力なるものゝ要素も亦、人と器との範圍を出でないのである。

人とは、上 元帥より、下一兵に至る海軍軍人であり、器とは艦船、兵器及び機關等一切を總括したものである。故に一艦船に就て言へば、其の艦船の構造、兵器の威力、精度並に機關の能力等が優良にして之に配せられたる乗員軍人の素質、技倆共に優秀を期し得れば他國の同種の一艦船に對抗し、毫も危ぶむには當らないのである。斯くの如き各種の艦船を海洋國防上から見て所要の數だけ具備せしむることが、つまり海軍の充實といふことになるのである。そこで以下之等の要素に就て順序を逐つて述べることとする。

#### 一、兵役法

我が國に於ける現行兵役法は、昭和二年四月一日、法律第四十七號を以て公布せられ、同年十二月以降實施せられつゝある所に依り、其の内容は、従前に於ける徵兵令の改正法律とも言ふべきものである。

其の第一章總則の第一條に於ては、帝國臣民たる男子は、本法の定むる所に依り、兵役に服すべきことを規定し、前にも屢々述べた通り、國民皆兵の制度である。而も之は國民の義務であると同時に名譽ある權利であつて、同第四條に規定せる如く六年の徵役又は禁錮以上の刑に處せられたる者に在りては、兵役に服したくとも服することが出来ないこととなつて居るのである。

又同第二條に於て、兵役は、之を常備兵役、補充兵役及び國民兵役に分ち、常備兵役は現役及び豫備役に、補充兵役は之を第一補充兵役及び第二補充兵役に、國民兵役は、之を第一國民兵役及び第二國民兵役に分つことが規定されて居る。

以上は陸軍も海軍も共通しての規定であつて、第二章服役、第三章徵集、第四章召集、第五章雜則を併せ總計七十八條に互る法律で、尙當時並に爾後規定されたる附則が加へられて居る。

帝國海軍に於ては、此の兵役法に依つて年に所要新兵の約半數を徵集しつゝある次第で、之が一切の事務に關しては陸軍に委託し、毎年徵兵検査時に於て合格者の體質適性、希望等を顧慮して、所要員數に對する人選を行つて貰ふといふやり方であるから、之に就てはこれ以上に説明することを省略する。但し右の徵集による現役兵の服務期間は、陸軍に在りては二ケ年であるが、海軍に於ては三ケ年であることを附言して置く。

## 二、海軍志願兵法

帝國海軍が募兵上最も期待を置き、之に關する事務も他に委ねずして自ら處理しつゝあるは志願兵に對してである。現行の海軍志願兵令は、昭和二年十一月三十日、勅令第三百三十四號を以て公布せられし所のもので、其の内容は、從前の海軍志願兵條例に前記兵役法の制定等に伴ふ改正を施したものである。即ち第一章總則、第二章服役、第三章徵募、第四章召集、總計四十六條より成り之に附則が加へられてある。而して之が施行に關しては同じく、昭和二年十一月三十日、海軍省令第二十一號を以て總計五十三條に互る施行規則が公布され、之にも當時及び爾後規定されたる附則がある。之等の條文等は、必要に應じ、地方の官公所に於て、容易に閲讀し得らるべきを

以て此處には省略し、將來海軍志願兵たらんとする人々の爲に、心得となるべき事項を摘記することにする。

### 三、海軍志願兵の使命

我が海軍は、何故志願兵の採用に俟たねばならぬか、之には色々の理由もあるが、分り易く簡単に謂へば、次の通りである。

(イ) 日本獨創の優れたる艦船、兵器、機關等の活用は優れたる日本青年の手に依らねばならぬ。

(ロ) 最新知識を集めたる海軍を了解するには長期の服役を要する。

(ハ) 優秀有爲の軍人を養成せねばならぬ。

(ニ) 特務士官としての活躍を期待する。

戦艦陸奥、長門も巡洋艦高雄、那智も乃至驅逐艦、潜水艦、航空機も其の威力の發揮には志願兵の力に俟つことが多い。帝國海軍の活動舞臺は何と言つても太平洋である。然して内容の充實したる我が海軍の存在は、平戦兩時に於ける帝國の繁榮と防護

に缺くべからざるものである。

見よ昭和十六年十二月八日大東亞戰勃發するや、我が海軍は開戦劈頭ハワイ、眞珠灣を奇襲して米國太平洋艦隊の大部を潰滅し、又マレー沖に於て英國自慢の戦艦を撃沈して全世界を驚倒せしめたではないか。

今や戦線は太平洋の廣大なる海域に展開せられ、海軍部隊の果敢なる勇戦奮闘に依り、空前の戦果を收めつゝあるが、然も戦はこれからであつて、海軍の責務は益々重大となつた。されば思想堅實にして學力體力共に優秀なる全國の青少年が、眼を帝國の前途に注ぎ奮つて海軍を志願し海國男子として健闘するは洵に男子の本懐であると云はねばならない。

### 四、各兵種の職務概要と志願兵種の選擇

志願者は先づ、第一に自分の志願する兵種を定めねばならぬが、之には次に掲ぐる各兵種の職務の概要及び入籍後の學校教育の實情等を研究し自己の性格、體格、學力等を考慮して最も相應する兵種を選擇することが肝心である。

志願兵には、第一何々、第二何々、第三何々等と少なくとも三つの希望を申出るが宜しい。然し一旦兵種を定めて入團してからは、兵種を變更することはなか／＼出来ぬから、吳々も慎重に決定せねばならぬ。

尙一言して置きたいことは、掌電信兵、飛行兵其他特殊の兵種に對する志願者は逐年増加してゐるが、海軍の主要兵種である水兵、機關兵特に水兵志願者が一般に尠いのは眞に不思議とするの外ないことである。苟も海軍志願兵を志す程の熱意ある海國男子は、その主要兵種たる水兵を進んで志願し、少くも、第二志望には、年齢の許される限り總ての者が志願す可きではあるまいか。

### (1) 水 兵

世の人達に、海軍兵を一括して水兵さんと呼ばせる程、この兵種は數に於てたしかに多數をしめてゐる。おほらかに云へばこの水兵は海軍の海上に於ける主戦闘員である。大砲をうち、魚雷を發射し、機雷をばらまき、信號を受持ち、舵をとり、傳令となるほど直接の海上戦闘に従ふのは皆この水兵である。

また戦闘以外のときに於ける甲板上のもろ／＼の作業も大體この水兵が受持つのである。朝の總員起床後、さはやかな朝の大氣を胸一杯に吸ひながら露天甲板を洗ふのもこの水兵ならば、ボートで軍艦と陸上、軍艦と軍艦との交通に従ふのもまたこの水兵である。

ところでこの水兵の取扱ふところの大砲にせよ、魚雷にせよ、又は航海兵器やその他のものが、近年いよいよ高度に科學化されて來たので、水兵たるものも昔のやうに只の船乗では務まらなくなつた。即ち海軍で精巧な機械を扱ふ者は機關兵や電信兵ばかりだと思ふことは大へんな間違ひである。

故にこの水兵には特に身體の發育が良好で、動作機敏、しかも頭腦も並以下であつては役にたゝない。愚圖々々はこの世界でも歓迎されないが、海軍では特にもてあまされる。中でも水兵は特にさうである。

### (2) 水中測的兵

ゴーン、ゴーン、ゴーン、これは巡洋艦のスクリユアの音だ。かういふ風に熟練し

て來ると、水中にゐても耳だけで近寄る敵艦の艦種をちやんと言ひあてることが出来る。いやその上に精巧な器械を使用すれば、今敵艦は何千何百メートルのところを、どの方向へ、幾ノットの速力でもつて走つてゐるといふことまでちやんと判別するといふから恐ろしいではないか。

水中測的兵といふものがどのやうな役目を果すものかは、まだ詳しく發表されてゐないので判らないが、先づこのやうな任務に就て、極めて精巧なる兵器を取扱ふものであると思へばよいであらう。

測的といふものは、水中のみならず、水上でも極めて大事なことで、大砲の弾も、魚雷も、これを敵艦に命中させるには、測的の術が根本要素となるのである。いかに大砲や魚雷の係の者が、百戦練磨の功をつんだ精銳ぞろひであつたとしても、測的、つまり距離の測定がなつてゐなかつたならば盲鐵砲をうつのと同様で、彈丸も魚雷もトンでもないところへ飛んで行つて決して命中するものではないのだ。

だから水中測的兵たるものの任務がいかに重要なものであるか、また華かな飛行兵

や水兵に比して決して見劣りのするものではないことはいふまでもない。同時にこの兵種なるものは特に緻密な頭腦の持主で、もちろん耳や目などは人並すぐれて完全でなくてはならない。

### (3) 電信兵

電信兵は軍艦の耳である。しかも兎の何萬倍も長い耳の持主である。

港を遠く幾千里、水また水の太平洋のまん中に行動中の軍艦が、刻々變化する氣象狀況を手にとるやうにキャッチしたり、遠くはなれた軍艦同志が、同じ室内で話するやうに話合つたり、或は「夏場所本日の勝負で双葉山は強豪男女川を倒し遂に本場所に於ける優勝者となつた」と言ふやうなニュースまでを艦内新聞につけたりして、乗組員をしてあたかも内地にゐる以上に世の中の事情に詳しくゐられるやうにするのは全く電信兵の働きによるものである。

また戦闘ともなつて、司令長官の重要命令が間髪をいれず艦隊のすみへまで通達されたり、はるか艦隊の前方を偵察中の飛行機から「敵艦隊發見」の快報が何百裡も

後方の旗艦に報告されたり、その他姿なき同志がそこに對座するやうに意志と意志を  
 通じ合ふことの出来るのはすべてこれ電信兵の働きによるのである。即ち目のさめる  
 やうな艦隊の活動は、實に電信兵の指先がたゞくキイによつて發動されるのである。  
 海軍はいはずもがな廣大はてしない大洋に於て、しかも限られた數の艦船を以て、  
 攻めも守りもするのであるから、無線電信を以てする通信術力といふものをはなれて  
 は海上作戦は絶対に成立しない。従つて直接その役目にあたつさはる電信兵たるもの  
 重責は推して知るべしで、これを志願するものは頭腦も人並すぐれ、特に聽覺鋭敏で  
 手先の感覺および判斷力の優れてゐる者でなければならぬ。かくの如く特種の技能者  
 となるのであるから、この兵種の志願者には飛行兵同様、適性検査が課せられる。

(4) 少年飛行兵(乙種飛行豫科練習生)

支那事變殊に大東亞爭戰以來わが海軍航空部隊の活躍があまりにも鮮かに一般國民  
 の眼にやきつけられたので、海軍少年飛行兵の名といふものは、海の若鷲、荒鷲と、  
 あだかも草木のなびく勢で持囀されるに至つた。

また幾多の先輩諸勇士の血の辛苦によつて世界最高水準にまで育て上げられた輝く  
 わが海空軍の一員となつて、七大洋の制空に獅子奮迅の大活躍をして見たいとは、わ  
 が日本の青少年ならば、誰しもが一度は胸に抱く憧れであらう。

電信兵が軍艦の耳ならば、飛行兵は艦隊の目であり、同時にはてしなく飛ぶ砲彈で  
 あり、魚雷である。即ち航空母艦または戦艦、巡洋艦などから飛びたつ各種飛行機は  
 敵偵察はもとよりのこと、爆彈や魚雷をその翼下に抱いて直接敵艦隊の頭上に迫り  
 ときには海戦初期に於て勝敗の運命を決定づけるほどの活躍をまで期待される時代と  
 なつた。

更に敵地爆撃から後方連絡等々、飛行機の活動部門はいよ／＼四方八方にひろがる  
 ばかりである。この海空軍の飛行兵たらしとする者が、頭も體格も精神も、三柏子そ  
 ろつて優秀でなくてはならぬことは論をまたない。

故にこの兵種の志願者に對する検査は、他の兵種に比して一段も二段も嚴密に行は  
 れる。考へても見るがよい。太平洋上で航空母艦から飛び立てば、ものの五百メートル

ルも上昇すれば、海上の母艦はそれこそ片々たる笹船ほどにも見えない。しかも空も青ければ海もあをい。母艦は快速力で行動してゐる。頼りとなるのは飛行機に備へつけられたコンパスなどの計器だけである。

その中であつて行動をあやまらず、任務を果して再び見えぬ母艦、動く飛行場に歸つて来る海の荒鷲になる者が、どこに一つたりとも難の打ちどころがあつてなるものか。しかし人も人なり吾も人だ、たゞ至難といふだけで受檢をためらう必要は更にないことを附加へて置きたい。

### (5) 整備兵

海軍航空機の整備全般に従事する兵種である。飛行兵を民間で云ふ操縦士にたとへれば整備兵は機關士である。いかに優秀な飛行機で、しかも名操縦士がついてゐても相手に優秀な機關士を得なかつたならば、決して大飛行は出来ないやうに、海の荒鷲の天地をゆるがすやうな大活躍の蔭には、常に我が海軍の卓拔優秀な整備兵の働きがものをいつてゐることを忘れてはならない。

また單に地上整備作業のみならず、大型機ともなれば整備兵はその乗員の一人となつて敵艦隊の頭上に活躍する。これを搭乗整備員と云ふ。あのあまりにも有名な南京渡洋爆撃や、何千キロを翔破して幾百度か決行された敵主要據點の大空襲などに使用された陸上攻撃機には、みなこの整備兵が乗組んで行つて、それ〴〵殊勳を樹ててゐるのである。

即ち、エンジンの些々たる音調の狂ひや機體の震動にも、その原因を瞬間的に判断してあやまらない整備員の職務は、あだかも子に對する母性のやうに周到を要するのである。また如何なる難解な機械の中へでも判りきるまで突入して解決せずには置かぬ緻密と根氣とさらに責任感が、この兵種志願者には特に強く要求される。

### (6) 機關兵

機關兵は水兵について海軍で多数をしめる兵種である。大砲、魚雷などの兵器が極度に科學化された今日、軍艦の内臓である機關が同様近代化されてゐることはいふまでもない。それ故、機關兵といへばすぐまつくろになつて石炭を罐にくべてゐる姿を

思ひ出させたのはすでに昔の話である。

罐も無論焚くには焚くが、今の軍艦は石炭の代りに重油を主要燃料とするやうになつて、十能シヤベルを持つた手は今やコック一つひねれば済むと云ふ有様である。そしてこの罐を扱ふのは機關兵の一部にすぎないのであつて、この外あらゆる機械の運轉をはじめとして、電機類の取扱ひから、發電機の修理等に至るまで、すべて専門的の諸作業に従事するものである。

要するに機關兵は軍艦の原動力を掌る兵種であると思へばよい。故に軍艦の走るの元よりのこと、大砲をうつにも、魚雷を發射するにも、さらに探照燈を照らし、舵取機械を動かすなど苟くも機械的作動をなすものでは、そのもとをたゞせば何一つとして機關兵の厄介にならぬものはない。

水兵と同様に體格がよく如何なる困苦にも堪え得る意志の強さが必要であるとともに頭腦も人並以上でなくてはならぬ。

### (7) 工作兵

軍艦は一たび港を出て大洋に乗り出すと、小さな故障や破損のある毎に軍港に歸つて修理をすることが出来ぬ。大概のことはその軍艦自身で修理出来るやうになつてゐる。その任務にあたるのが工作兵である。専門的技術を必要とするので、初めから金屬工業と木具工業に分れて教育される。金屬工業の方は鍛冶、旋盤等、木具工業は木具製作および修理、潜水作業等が主なる職域である。

任務が全く専門的のものであるから、この兵種を志願するものは、その道の經驗者であれば甚だ好都合である。しかし海兵團に入るとすぐ工作術練習生として特殊の専門技術を授けられるのであるから、全くの無經驗者でも決して不都合はない。それどころか過去に於ける実績に見てもこの兵種に無經驗で入りながら極めて優秀な成績をおさめ、准士官、特務士官に榮進してゐる人も少くないのである。

### (8) 軍樂兵

守るも攻むるもくろがねの、勇壯な軍樂を奏して士氣をふるひたゞせ、又はいろいろの儀式、禮式をはじめ、出でては國際的交驩などの晴れの舞臺に音樂を奏する海軍

軍樂隊の一員となるものである。

一見華かそのもののやうであるが、一人前になるには勿論なみ／＼ならぬ骨が折れる。いはゞ音楽家であるからには、耳、指、呼吸器などは特別優れてゐなくては困るし、また生れつき音楽的才能に秀でた者でなくては採用される見込は先づないと思つてよい。

### (9) 衛生兵

申すまでもなくこの兵種の任務は傷病者の看護をはじめとし、調劑、手術の介助など醫務に關するものと、病的検査、X光線器械の取扱ひ、身體検査、防毒などの衛生に關するものとの二つが主要なものである。

いはゞ海軍將兵の大事な生命を守るものであるから、この兵種の志願者は細心な心遣ひと、且つ責任感に厚い者でなくてはならぬ。

### (10) 主計兵

軍艦のお臺所をあづかり又庶務會計に従事する兵種である。主なる役目をあげると

和洋食調理、庶務、金錢會計、物品會計（被服糧食、需品）であるが、初めの中は皆一様に炊事の任に従事し、年を累ねるに従つて各種の配置に當てられる。

庶務、會計、經理事務は海軍經理學校の練習生教程を修業した上で専門的に當ることになる。

何としても大世帯の臺所を切つてまはすのであるから、數理にも長じ、また衛生感のある人でなくてはならぬ。水また水の洋上生活に於ては、一同が卓を圍んで和かに食事する時間ほど楽しいものはない。空腹を充たすといふやうな簡単な理窟でかたづけられるものではなく、實にこの時間によつて新しい活動力が蓄へられるのである。これだけを以て見ても、主計兵の任務が一般の活動に如何に重大な關聯をもつものであるか判るであらう。

以上で各兵種について簡単な説明を終つたのであるが、前にも述べた通り、志願するに當つて自分に最も適した兵種を選ぶことは結局入團後、より一層お國に御奉公し得ることでもあるから、念には念を入れて決定しなくてはならぬ。同時にこゝで考へ

なくてはならぬことは、只すきだと云ふだけで兵種を決定してはいけないこと、と、むやみに先のこと即ち退役後のことまで考へて機關兵や電信兵などを志願することは一考を要する。

あくまで志願兵種の決定は、自分の頭腦、體格、性格、趣味、一家の狀況をよく斟酌して、自分に最も適した兵種を選ぶ可きである。同時にまた海軍志願兵はなか／＼むづかしいといふ單なる噂だけで志願を思ひ切る人も中にはあるといふことだが、體格さへよければ大抵の者なら何れかの兵種に採用されると思ふから多少不得手の學科があつても心配無用大いに舊つて志願すべきである。

尙つけ加へて置きたいのは丙種飛行豫科練習生に就てゝあるが、これは水兵その他の兵種でも一旦入團後志願によつて飛行兵たんとする者のために設けられてある制度で、これに依つてたとひ甲、乙種飛行豫科練習生に採用されずとも、飛行兵に進み得る道が開けてゐるのである。故に甲、乙種飛行豫科練習生に採用されなかつたからと云つて、それだけで海軍志願兵になることを思ひ切る必要はない。他の兵種を志願

して入團後あらためて丙種飛行豫科練習生を志願すればよいのである。又その採用人員も非常に多いのである。

### 五、志願手續及徵募検査

志願兵の徵募検査は毎年概ね前年の十一月から翌年一月迄の期間内に施行せられる。志願兵の募集、志願書の提出期日、徵募検査の日割等は毎年各府縣毎に一般に告示される。

志願者は、右募集があつたら、親權者の同意を得た上で、志願書を作り、期日に遅れの様に市區町村長を経て地方長官に出願すればよい。志願書の様式、検査期日、場所等詳細は、市區役所又は町村役場に就て問合すればよい。志願の年齢は、各兵種に依り定められ、採用の年、例へば昭和十八年ならば同年の十二月一日現在で計算するもので、詳細は左表の通りである。

尙不審のことがあれば、何でも最寄の海軍人事部（横須賀市、吳市、佐世保市、東舞鶴市にある）又は地方海軍人事部（札幌市、秋田市、仙臺市、長野市、宇都宮市、

名古屋市、新潟市、大阪市、神戸市、金澤市、高松市、松江市、福岡市、熊本市、及び鹿児島市にある）に問合すれば解る。

(1) 志願書様式

(用紙適宜)

本籍地 府(縣) 郡(市) 町(村) 番地  
 現居住地 府(縣) 郡(市) 町(村) 番地(何某方)  
 戸主トノ續柄

(振假名ヲ附ス)  
 氏 名  
 年 月 日 生

一、希望兵種 第一希望 何兵  
 第二希望 何兵  
 第三希望 何兵

一、修學程度(國民學校高等科修了又ハ何中學校第何學年在學中若ハ修了)  
 一、青年學校ノ課程(本科第何學年在學中若ハ本科卒業)  
 一、現職(農業又ハ何商店員)  
 一、現居住地ニ移轉 年 月(志願書提出前六月以内ニ移轉セル者ニ就キ記入ス)

右海軍志願兵ヲ志願致度此段出願候也

年 月 日

本人 氏 名  
 現住所 府(縣) 郡(市) 町(村) 番地  
 戸主 氏 名  
 親權者又ハ後見人

何府(縣) 知事殿

(2) 徵募検査

徵募検査は大體次の要領で行はれる。

検査區分	検査項目	検査時期	検査場所	記事
學力試験	數學、讀書 (國民學校 高等科修了 程度)	概ね十一月から 翌年一月迄の期 間、検査日割等 は各府縣で一般 に告示される	概ね郡内の 主要な場所	水測兵、電信兵、 飛行兵、工作兵、 軍樂兵には適性 検査がある

(3) 身體検査

身體検査の規格は左表の通りで年齢に依つて差異がある。

視力	年齢				
	十八年以上	十八年未滿	十七年未滿	十六年未滿	十五年未滿
身長(糎)	一五七・〇	一五六・〇	一五四・〇	一五一・〇	一四七・〇
體重(斤)	四九・〇	四七・〇	四五・〇	四一・〇	三八・〇
胸圍(糎)	七九・〇	七八・〇	七七・〇	七四・〇	七一・〇
胸廓擴張(糎)	六・〇	五・五	五・五	五・五	五・〇
肺活量(立糎)	三、〇〇〇	三、〇〇〇	二、八〇〇	二、六〇〇	二、五〇〇
握力左右各(斤)	二八・〇	二六・〇	二四・〇	二二・〇	二〇・〇
視力	各眼視力一・〇但し飛行兵は一・二				

備考

(一) 視力は左の範圍迄は合格する。

(1) 少年電信兵、軍樂兵、衛生兵、主計兵志願者は各眼視力〇・六以上、矯

正視力一・〇以上

(2) 一般水兵、整備兵、機關兵、工作兵各眼視力〇・八以上、矯正視力一・〇

〇以上で且裸眼の兩眼視力一・〇以上

(二) 身長は水兵、整備兵、機關兵、工作兵、衛生兵、主計兵は身體強健の場合に限り一五一・〇糎迄は合格する。

(4) 志願兵の年齢

志願兵の年齢は兵種により定められてゐて左表の通りである。

兵種	年齢	生年月日 (昭和十八年度入團隊志願者)
水兵(一般水兵)、整備兵、機關兵、工作兵、衛生兵、主計兵	十五年以上 二十一年未滿	自大正十一年十二月三日 至昭和三年十二月二日 出生の者
水兵、水測兵及電信兵	十四年八月一日以上 十九年未滿	自大正十三年十二月三日 至昭和四年四月一日 出生の者

少年飛行兵(乙種飛行豫科練習生)	十四年八月一日以上十八年未滿	自大正十四年十二月三日至昭和四年四月一日	出生の者
軍樂兵	十六年以上二十年未滿	自大正十二年十二月三日至昭和二年十二月二日	出生の者

尙乙種飛行豫科練習生を志願して合格した者の中から選抜して二月頃概ね五日間各鎮守府で定められた海軍航空隊で第二次検査がある。この検査は身體検査と適性検査及び口頭試問の三つに就き行はれる。

(注意)

- (イ) 近眼や強度の「トラホーム」腋臭等は合格は覺束ないが「トラホーム」は軽いものは早目に治療すれば全治する筈である。
- (ロ) 色の判別がつかないもの(色盲)は海軍には不適當であるから、思ひ止まる外はない。

(ハ) 胸廓擴張は、深呼吸で、胸の縮張する程度を検査するので、擴張時と縮小時との胸圍の差が多い程良い。

(ニ) 肺活量は肺に一杯空気を吸ひ込んで之を吐き出す量を測るのであつてその量が多い程良い。

(ホ) 身體懸垂は、上から吊した網を片手で握り、身體をぶらさげ、五秒間堪へられなければならない。

六、學術試験

學術試験は讀書、數學の二科目に就き、國民學校高等科修了程度に依り行はれる。尙水測兵、電信兵、少年飛行兵、工作兵及び軍樂兵に對しては適性検査も行はれる。試験成績の外に學校の成績が加味されるから、通信簿(學業證明書)青年學校手帳及び各種の褒賞狀を有する者は必ず検査場に携帶して、徵募官の閱覽を受けねばならない。

(1) 少年飛行兵志願者の第二次検査

本検査は、志願兵検査に、少年飛行兵を志願し合格した者の中より選抜して、約五

日間、鎮守府所在の海軍航空隊に集めて、更に、學術試験（讀書、數學、情況に依り雜問「地理、歴史、理科」）適性検査及び身體検査を行ふ。

右受験者に對しては、海軍人事部より（市區）町村を経て、本人に出頭通知と受験心得が送付せられる。此の検査の結果、成績優秀なる者より採用者を詮衡せられるのであるが、検査が終了したならば、採用、不採用に拘らず、總て一旦郷里へ歸るのである。検査期間中は航空隊内に宿泊して兵食を給與せられ、又出頭に要する往復旅費は、官費で航空隊へ到着の上同隊で給與される。

以上は、各種志願兵選擇に關する概要の説明である。偕て、志願者たる人の心得を左に述べやう。

### 七、志願者心得

#### (1) 準備

(イ) 豫備検査や豫備教育が行はれる場合には進んで之に應ずること。

(ロ) 學科は國民學校高等科又は初等科五六年程度の數學と讀書を反覆勉強して

置くこと。

(ハ) 身體の鍛鍊に心懸け又悪い所はないかよく前の規格表に照して見て置くこと。出來得れば學校醫等の検査を受け軽い疾病はすぐ治して置くこと。

(ニ) 品行を慎み、精神の修養に努め、海軍軍人となるの心構へで居ること。

(ホ) 検査の前日には必ず入浴して身體を清め耳や鼻の内部をよく掃除して置くこと。

#### (2) 検査當日の携帶品

(イ) 青年學校手帳

(ロ) 國民學校初等科四年以上の通信簿全部（通信簿なきときは學業證明書）及び各種褒賞等

(ハ) 鉛筆、ナイフ、消ゴム

(ニ) 辨當及び脱いだ衣服所持品を包む風呂敷

(3) 検査開始時刻に必ず遅れぬこと。

八、試験問題の一例（數學）

注意 { 代數ヲ解イテモヨロシイ、答ノミデハ、イケナイ }  
此ノ用紙ニ計算ヲ書キナサズ

(一) 次ノ式ヲ計算セヨ。

(イ)  $4723 + 2658 - 147$

(ロ)  $\frac{2}{5} - \frac{1}{3}$

(二) 次ノ式ヲ計算セヨ。

(イ)  $278 \times 35$

(ロ)  $\begin{array}{r} 8 \\ 23 \\ \hline 17 \end{array}$  時

(三) 次ノ式ヲ計算セヨ。

(イ)  $2 - \left( \frac{2}{5} + 1.3 \right)$

(ロ)  $5 \frac{1}{2} - \frac{1}{2} \div 1 \frac{1}{3}$

(四) 或人ガ立木ノ高サヲ測ラウト思ツテ其ノ影ノ長サヲ測ツタラ3米アツタ。ソノ時長サ2米ノ棒ヲ地上ニ立テタラ影ノ長サガ1.2米アツタ。コノ立木ノ高サハ何米ア  
ルカ。

(五) 兄弟二人ノ貯金高ヲ合ハセルト240圓ヲ弟ノ貯金高ハ兄ノ $\frac{3}{5}$ デアルトイフ。二  
人ノ貯金高ハ何程カ。

(讀書)

一、次ノ漢字ニ讀假名ヲツケヨ。

精銳、貢獻、慰問、遮斷、凱旋、測定、整備、氾濫、波濤、貿易

二、次ノ文中片假名ノ部分ヲ漢字ニ改メヨ。

海國日本の隆昌は我等のソセン( )がよく我が國のカイヨウ( ) 國家たるの本質  
をシカク( )し、國家のケイエイ( )に當つたケツクワ( )に外ならない。

三、次ノ語句ヲ解釋セヨ。

- (イ) 激賞( )
- (ロ) 星霜( )
- (ハ) 國運の進展( )
- (ニ) 鬼神を泣かしむ( )
- (ホ) 千萬人と雖も吾行かむ( )

海軍志願兵徵募検査適任證書書式(表)

第 海軍志願兵徵募區

現居住地 府(縣) 郡(市) 町(村)

氏

名

右昭和 年海軍志願兵検査ニ適スルニ付キ本證書ヲ付與ス

昭和 年 月 日

何鎮守府海軍志願兵徵募官 氏

名 印

合格證書裏面

- 一、本證書ハ海軍志願兵ヲ志願シ身體検査及ビ學術試験ヲ受ケ海軍志願兵ニ適スト認メタル者ニ附與ス
- 二、本證書ノ有効期間ハ昭和 年 月 日迄トス故ニ此ノ期間ニ何時採用證書ヲ附與セラルルモ速カニ受領シ得ル様常ニ居所ヲ明カニ爲シ置クベシ
- 三、本證書ヲ受ケタル者ト雖モ豫定人員ヲ超過スルトキハ採用セラレザルコトアルベシ故ニ本證書ヲ受ケタルノミニテ早計ニ自己ノ職業ヲ放擲スル様ノコトアルベカラズ

證書ヲ受ケタルノミニテ早計ニ自己ノ職業ヲ放擲スル様ノコトアルベカラズ

- 四、海軍志願兵ニ採用スルトキニハ更ニ採用證書ヲ附與ス
- 五、本證書ハ入團又ハ入隊ノ際採用證書ト共ニ携帯スベシ
- 六、海軍志願兵ニ採用セラレ入團又ハ入隊ニ際シテハ再ビ身體検査ヲ施行スコノ検査ニ不合格ノ者ハ採用ヲ取消サルベシ此等ハ多クハ自己ノ不攝生不行跡ヨリ起ル結果ニシテ其ノ志望ヲ達シ得ザルノミナラズ大ナル不面目ナリ故ニ各自攝生ヲ重ンジ操行ヲ慎ミ健康ヲ保ツコトニ注意スベシ

七、海軍志願兵ハ左ノ年齢ノ範圍内ニ於テ幾回モ志願スルコトヲ得

水兵(水測兵及電信兵ヲ除ク) 整備兵、機關兵、工作兵、衛生兵、主計兵

十六年以上 二十一年未滿

水兵(水中測的兵及電信兵)

十四年八月以上十九年未滿

飛行兵(甲種飛行兵及軍樂兵)

十六年以上 二十年未滿

飛行兵(少年飛行兵)

十四年八月以上十八年未滿

八、海軍志願兵タラントスル者ハ學術ノ素養ナカルベカラズ豫メ修養ヲ心掛クベシ

九、本證書ヲ紛失又ハ毀損シタルトキハ市町村長ヲ經テ更ニ下渡ヲ海軍人事部長ニ請求スベシ

海軍志願兵採用證書書式(表)

第	海軍志願兵徵募區
現居住地	府(縣) 郡(市) 町(村)
氏	名
右海軍水兵(又ハ何兵)	ニ採用徵募ス
昭和 年 月 日	何海兵團ニ入團(又ハ何海軍航空隊ニ入隊)スベシ
昭和 年 月 日	
	何鎮守府
	印

(採用證書裏面)

心得

一、本證書ハ海軍志願者中採用スベキ者ニ附與ス

二、本證書ハ入團(入隊)ノトキ携帯スベシ

三、採用入團(入隊)ノ達アルモ傷痍、疾病、犯罪其ノ他ノ事故ニ依リ入團(入隊)シ難キトキハ本人若ハ家族ヨリ市町村長ヲ經テ鎮守府司令長官ニ願出ベシ

四、入團(入隊)ニ際シ父母ノ疾病、危篤又ハ死亡ノ爲入團(入隊)延期ヲ願ハントスル者ハ市町村長ノ奥書證印ヲ受ケタル書面(父母ノ疾病危篤ノ者ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ)ヲ以テ鎮守府司令長官ニ願出ベシ

五、本證書ヲ失ヒ又ハ損傷シタルトキハ市町村長ヲ經テ更ニ下渡ヲ海軍人事部長ニ請求スベシ

九、海軍生活

(1) 海兵團より艦上へ

海軍の生活は、主として、海上の生活であることは申すまでもない。所で、海上の生活と陸上の生活とは、大いに趣を異にし、陸上でのみ生ひ立つて来た人を、右から左へ乗せたのでは、到底、作業をまかせることは出来ない。それ故に、士官たらしむる者には、兵學校、機關學校、經理學校等に入學せしめて、夫々其の教育を施し、尙

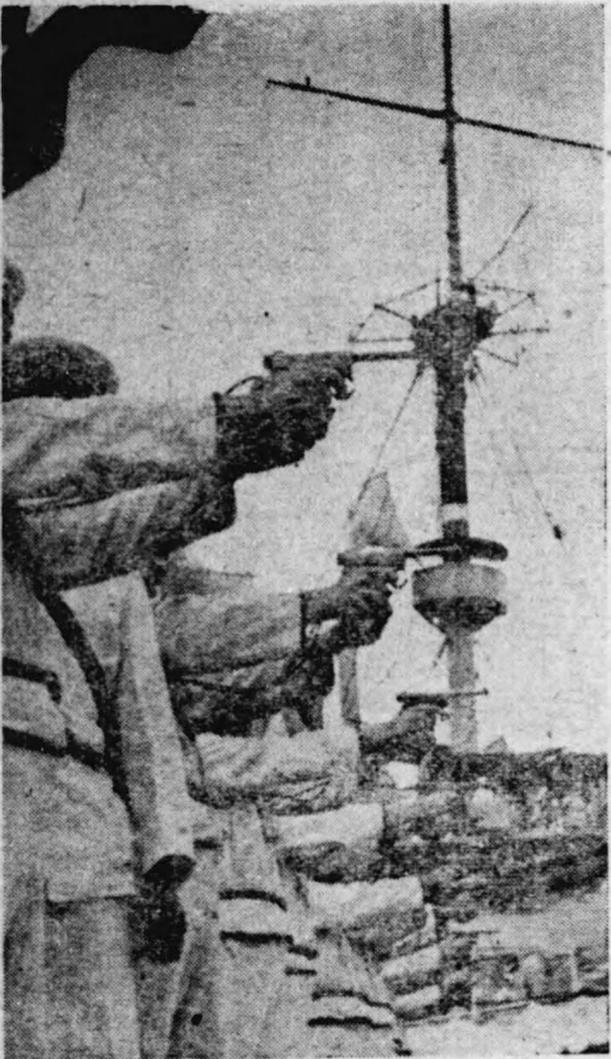
練習船に於て、實地勤務を見習はしめたる後、始めて、各艦に配乗のこととして居るのである。

兵に在りては、先づ、各鎮守府所在地に在る海兵團に入團せしめて、四箇月乃至五箇月の教育を施し、其の間、時々、練習艦に於ける實地の練習をもなさしめ、然る後始めて艦船の乗員たらしむる順序になつてゐる。

毎年一月十日には徴兵前期、六月三十日には徴兵後期、六月一日には志願兵といふ定めで、各種新兵は海兵團の門をくぐり、茲に海軍二等兵となるのである。團内に於ては、普通十五人を一組として、之を班と稱へる。班には、教班長として下士官が一名、助手として兵長一名が附けられる。これは新兵の直接教育に當らしめらるゝものである。班は即ち、海兵團に於ける生活及び教育の單位とも謂ふ可きであつて、大砲の操練、短艇の漕ぎ方、其の他の教育及び作業は總て此の班に依つて修得せしめられる。班を約十箇集めたものを分隊と稱へ、少佐又は大尉一名が分隊長として分隊員の教育及び新兵の身上一切の事を處理することになつて居る。又、其の補佐としては特

務士官或は准士官が置かれてゐる。故に海兵團に於ける分隊は、宛かも陸軍に於ける中隊に相當し、新兵にとりては分隊長は、親とも謂ふべく、教班長は兄とも見る可きである。

そこで、入團後數日間の課業は、先づ身邊の整頓、團内の見學、敬禮法の練習等主



海兵團に於ける銃操法教授

として差當り團内生活に必要な事柄を覚えることである。これで團と團生活なるものの一通りが解つた譯であるから、次には漸次に種々の教

育が施行されるのである。其の綱領は精神教育、技能教育及び體育の三種に大別するを得べく第一の精神教育に在りては劈頭特に述べたる所の軍人精神の養成であつて、軍隊教育中最も重きを置かれて居るものである。第二の技能教育は各兵種毎に其の内容を異にし夫々所要の専門的知識技能の初歩を會得せしむるのである。又第三の體育は體操、柔道、劍道、水泳などの武技とも謂ふ可きもの、並に、相撲、登山、野球、庭球などが主で、要するに海上の勤務に十分堪え得る様な強健體と不屈不撓の氣力を養成せしむるのを目的としてゐるのである。

さて、團に於ける寢食起臥は、勿論軍隊の事であるから、萬事が規律的で放逸自由を許す譯には行かぬ。依つて、入團の始めにあつては、相當に窮屈なものに感ずるのは、無理もない。とりわけ漫りに間食も出来ないのも、暫くの間は、空腹を訴へるのを普通とする。併しながら、總ての規律ある生活は、一度び之に慣れて來ると、毫も苦痛でないのみならず、却て快い健康感を覺へるものである。固より食糧は榮養十分なものであり、加ふるに、一定の時間には酒保も開かれ、過食にならない程度の飲食も出来る譯であるから、次第に、空腹も感せぬ様になり、身體もひきしまつて來るのである。それから日曜、祭日等の休日には概ね外出が許されるので、慰安休養の機会もある譯である。

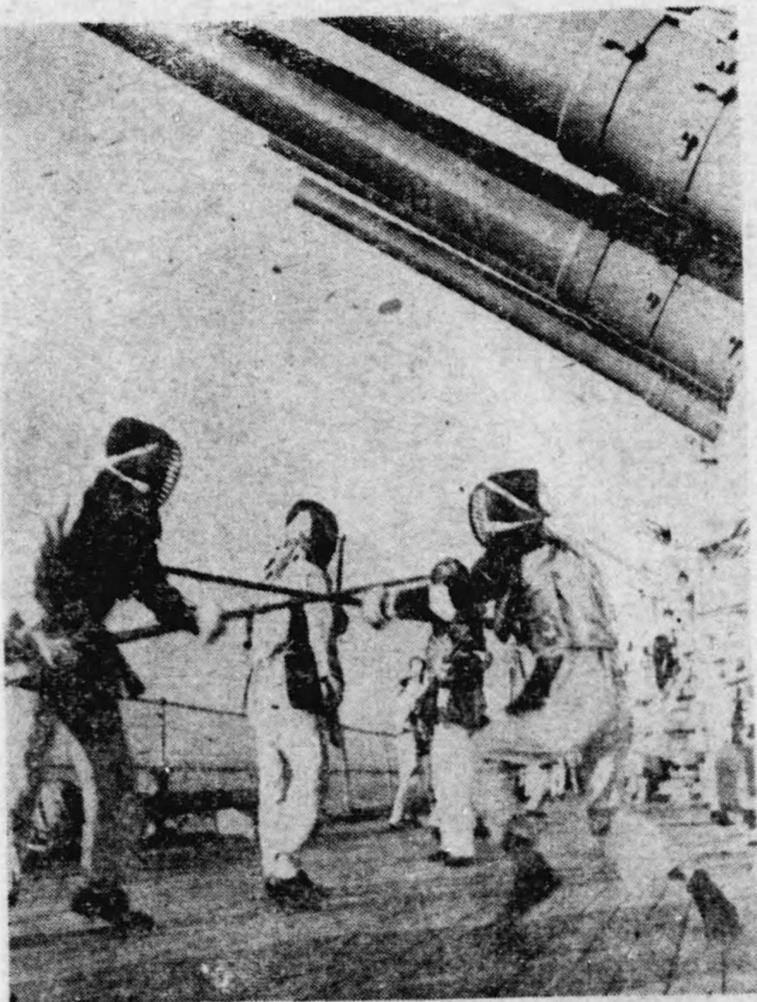
要するに、此の團内生活は、青年の心身修養の上から見て、殆ど理想的なものといひ得る。それが證據に、一通り軍隊生活に慣れたる新兵の體重は、理想的に増加するのを常とするのである。

斯くの如くして、四ヶ月餘の團内生活を終へ、所要の初歩教育を修得したる後、愈々、艦船に分乗せしめらるゝ段取りとなるのであるが、「住めば都」の諺の通り、海軍生活搖籃の海兵團に對しては、一種愛着の情をさへ感じ、終生我が家の如く思慕されるのである。

## (2) 艦上生活

萬里の長風に駕し、狂瀾怒濤を衝いて、國防の重任に馳驅す、これぞ、艦上生活者の雄々しき姿である。艦船は實に海上兵力の基礎であつて、其の鋭否は直ちに帝國國

防の威力を左右する誠に重要なものである。又、これ程に海軍々人にとつて大切なものはない。何となれば、艦船其のものこそ、乗員にとつては、家庭でもあり、學校でもあると同時に、一朝有事の際に在つては、據て以て敵に對し、攻防の重任を果すべき城廓であるからである。



艦船は、夫れ斯くの如く、國家にとつても將た又、海軍々人にと

つても、誠に大切なものであるから、其の内容外觀兩つながら共に完備の状態に置かねばならぬことは申すまでもない。即ち、後に述べんとする軍紀は嚴肅に保たれ、風紀は良好にして乗員元氣旺盛且上和下睦の美を發揮し、教育訓練は普及され、戰鬥力は常に充實してゐるといふ状態でなければならぬ。同時に又、外觀は堂々として能く帝國海軍艦船たるの威容を有せしむるべきである。而してこれ總て乗員の協同心力に頼らねばならぬ次第であるから、次には艦船の乗員たる者の毎日を如何に暮し、如何様の作業に従事すべきであるかを説明することとする。

さて、説明の順序として、軍艦内の編制といふことに觸れねばならぬ。凡そ、艦船の場合でも人員の場合でも、之を適當に集團して各統一ある部隊となす事を編制と云ふのである。即ち、編制なるものゝ目的は、衆力を結合し、同一の目標に對して協同一致の實を擧ぐるに便なる形となすに在る。故に、編制なき艦船や人員は、所謂、烏合の衆に等しく、眞の兵力とは云はれない。其の集團の單位の數には、自ら、適當の限度がある。蓋し、一人の指揮官が、直接指揮し得る數には限りがあつて之を越ゆれ

ば、長鞭の馬腹に及ばざるが如く、集團としての折角の威力を存分に發揮することが出来ぬからである。其處で、軍艦内の編制の概要はどうかといふに、即ち、軍艦内の最高指揮官は艦長で、艦長の補佐官として副長がある。次には、各科の科長、分隊長があり、以下士官、特務士官、准士官、下士官、兵の乗組員がある。而して艦全體と乗組員全體とを次の如く區分配屬して、保存整備、諸訓練等を実施し、その軍艦の實力を發揚するといつた次第なのである。即ち艦體及び其の附屬具、兵器、機關、衣糧需品燃料等は、夫々、使用目的によつて各科に保管せられ、之が亦戦闘、航海、保存上の要求を考慮して各分隊に分屬せしめられてゐるのである。

各分隊に區分配屬せられた乗員は、自己分隊所屬の艦體兵器等を直接保管整備し、其の能力發揮に任ずるのであつて、云はゞ、分隊は、人と物との結合の單位とも見るべきである。而して、之が指揮統率に任ずるのが分隊長であつて、少佐又は大尉を配し、時にありては分隊長心得として中尉が配せられることもある。

分隊は第一、二、三分隊と稱へられるが、又、戦闘、配置を主として、砲臺分隊、

水雷分隊、航海分隊、機械分隊、罐分隊等と稱することもある。

各科の長は、概ね、中佐又は少佐であつて、艦内を夫々の戦闘配置に分けて、全般的に統一訓練し、戦闘に従事するために其の關係の各分隊を統一指揮して、其の全力を發揚し、以て艦長の所命を果たし、其の艦の任務を完くすることゝなつてゐるのである。

偕て、海兵團教育を終へて、艦船に分乗せしめられた新兵は、愈々、艦上生活に移る譯であるが、艦内の居住はどうなつてゐるかといふに、艦内には艦長室、士官室、士官次室、准士官室、下士官室、兵員室等の公室があり、夫々の居室に當てられて居る。但し、士官室には副長以下分隊長までの士官が入り、士官次室には中少尉級の人が入る。又大尉級以上の者及び特務士官には各私室が與へられる。而して食事は、各公室に於て行ふが、睡眠は私室を有するものは寢臺、其の他の者は、總て釣床を用ひてすることになつゐる。

(イ) 日 課

艦内に於ける日々の作業は、時間を割つて正確に規定されており、之を日課と稱してゐる。勿論、季節により日中の時間に長短があるから、一年中同じ時刻で律する譯には行かぬので、日課には夏季と冬季とにより左表の如く區別が設けられてゐる。

夏	冬	行	事
五時	(六時)		總員起床し甲板を洗ひたる後洗面す
六時十五分	(七時)		朝食(前日上陸したる者は此の時刻迄に歸艦す)
七時	(七時四十分)		日課手入と稱し艦内の居室、廊下等を掃除し武器の手入を行ふ
八時	(八時)		軍艦旗を掲揚す
八時四十五分	(九時十五分)		就業(各種教育及び作業を開始す)
十一時半	(同上)		教育及び作業を中止す
十一時四十五分	(同上)		晝食
十三時十五分	(同上)		教育及び作業を再開す
十六時	(十五時半)		止業
十六時十五分	(十五時四十五分)		夕食(碇泊中は續いて上陸を許可す)

十七時十五分 (十六時四十五分)

軍事點檢(續いて別科として體育施行)

日没後 (同上)

軍艦旗を降下す

二十時半 (二十時)

副長巡檢

備

考

夏季自四月一日至九月三十日

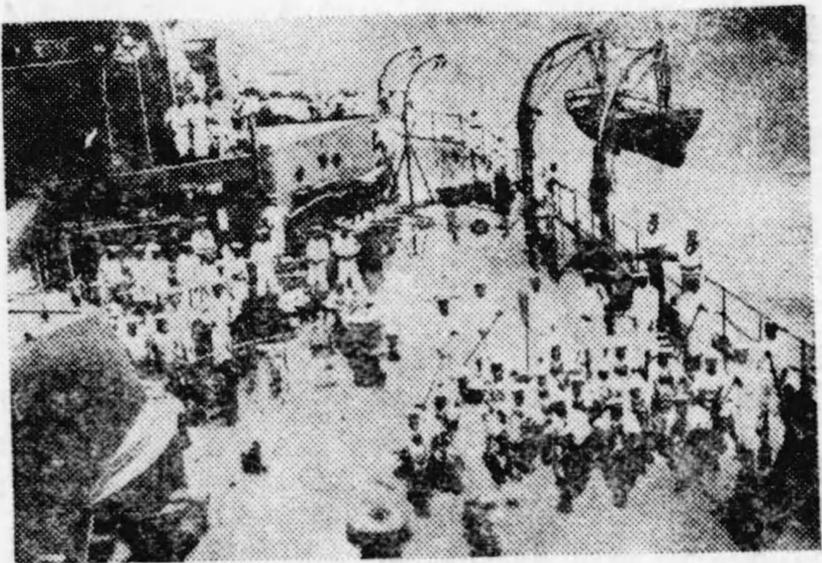
冬季自十月三十一日至三月三十一日

右日課表に就ては尙少しく説明して置く必要がある。

**總員起し** 海上は眞に静寂の淨域と見らるゝ場合が多い。東天漸く茜さし、曉靄ゆるく立ち罩めて海波穩かなるの朝、此の總員起しの喇叭と共に釣床を蹴つて上甲板に立ち出で、清澄なる大氣に浴することは、實に爽快の極みである。此の總員起しの喇叭以後、五分間休憩の後上甲板洗ひ方に取りかかり、約一時間の作業を以て清掃を終へ、後、朝食の卓に就くのであるが、此の時刻までには昨夜上陸した戦友達も總て歸艦し、談笑の裡に食事を済ませるのである。

**軍艦旗掲揚(降下)** 食後の喫煙に、或は甲板の散歩に閑談盡きもあえざるに、早くも軍艦旗掲げ方の時刻が来る。抑々、此の軍艦旗は、帝國海軍の艦船たることを表顯

軍艦に於ける朝の甲板洗ひ



する旗章であり且、我國主權の存在を確定する意義があるものあるから、之が取扱ひ就中其の掲揚（降下）には乗員一同敬虔の精神を以て之に對するのである。

さて、此の軍艦旗は、碇泊中に在つては毎日午前八時に掲揚し、其の地に於て太陽が地平線下に没する時刻に於て、之を降下する。そして航海中は晝夜を別たす續掲して置くのである。

此の碇泊中の軍艦旗掲揚（降下）は、艦内に於ける最も嚴肅重要な儀式の一つであつて、時刻五分前になると艦長は後甲板に、當直將校は艦橋に上り衛兵隊は軍樂又は信號兵と共に後甲板に集合し艦尾の旗竿に向つて整列する。此の間傳令は

艦内隈なく此の儀式の時の來るのを傳へ廻るのである。頓がて時刻が來ると、當直將校は艦橋にあつて軍艦旗の掲揚（降下）を令し、衛兵隊は之に面して捧銃し、信號兵は喇叭「君が代」を吹奏し、又軍樂隊のある場合は軍樂隊が「君が代」の奏樂をなして、靜々と軍艦旗の掲揚（降下）を行ふのである。此の間乗員は全部姿勢を正し即ち、前に述べた「不動の姿勢」を取り、軍艦旗に面して敬禮をなす次第で、其の光景は實に壯嚴そのものといふ外形容すべき言葉がない。

**就業** 平時に於ける艦船の重要作業は、教育訓練と艦體、兵器、機關等の手入保存にある。即ち就業とは、之等の諸作業人を割當て、着手することであつて、總員は一定の場所に整列し、人員の調査を終りたる後、副長の指令に依り、夫々の指揮者に従ひ、定められたる課業に就くのである。課業時間中は、一定の時間以外に、休憩喫煙等の許されない事は勿論である。

**上陸** 夕食の終つた所で、上陸が許される。海上生活者にとり、上陸程楽しく又悦ばしいものはない。乗艦したての新兵には、公暇日に於て上陸が許され、上級者は階

級に應じ公暇日以外六日、四日、二日毎に一回と云ふ定めで上陸が出来、更に進んで古參の上等下士官以上になれば、三日に二回の上陸も出来るのである。

**軍事點檢** 艦上日々の業務は、總てこれ、戦闘の準備と云ひ得る。然しながら所謂雜業と名づくべき色々の仕事もあるのであるから、必ずしも、戦闘の際の固有配置によつてのみ作業に従事するとは限つて居ない。それであるから、假令治に居つても亂を忘れざるの用意として常に、いつでも乗員銘々が、自己の戦闘配置なるものを頭に置き、身體にも直ぐ持場々々に飛んで行く癖を附けて置く必要があるもので、軍事點檢なるものを一日に一回は支障なき限り必ず行ふことゝしてゐる次第である。之は、一種緊張味を感じる喇叭で、總員は一齊に固有の戦闘部署に就き、同時に人員の調査を行ひ、各分隊長は、艦長に自己の分隊の整否を届け副長は艦内を巡檢して、矢張り艦長に異常なきことを報じ、總てが宜しかつた所で解散するといふ順序である。

**軍艦旗降下** 軍艦旗掲揚の項で一所に述べた通りである。勇ましくも忙しき一日の業

務も日没までには終止となり、此の日没時軍艦旗降下に續いて、釣床を用意し、總員始めて休息の時期に入るのである。疲れたために早く寝たいと思へば、當番の特別勤務がない限り、釣床に横になつて、邯鄲の夢路を辿ることも出来、又家郷への通信を認むる暇もあり、酒保で口腹の樂しみを取ることも出来、讀書又は圍碁、將棋類の娛樂に親しむことも出来るのである。

**巡檢** 餘りの夜ふかしは衛生的でないばかりでなく安眠の妨害にもなる。そこで適當な時刻に巡檢といふ事を行つて一くぎりを附けるのである。此の時刻まで持場々々で艦内を掃除整頓し、副長は各關係者を引具しつゝ艦内隈なく一巡し、火の用心を始め、其の他の狀況を點檢して、結果を艦長に報告すると云ふさまりになつてゐるのである。

(ロ) 週 課

上記日課は、表に依つて一日中の行事を時刻的順序的に規定したものであるが、日月、火、水、木、金、土の各曜日共に、何時でも同じく判で押した様な事をやつて行

くのかといふに、さうではない。總員起しとか、食事とか、軍艦旗の揚降とか、之等は、毎日同じ様に繰返へされるのであるが、午前から午後にかけて大部分の時間をあてゝある課業になると、日に依つて種類を異にする。又洗濯や大掃除の如きは、毎日行はれる譯ではない。そこで今度は週課といふものを定めて各種の作業時間に過不足なく、總てが平行的に捌けて行く様にしてゐる次第だ。大略説明すれば次の通りである。

**日曜日** 艦内に於ても、世上の習慣通り普通に休日とされてゐる。併し戦争の場合などは勿論日曜どころか、夜も晝もないのであるから、演習の際は申すに及ばず、特別に作業を必要とする様な時は、日曜日といふことに拘泥せずに、どん／＼やるべき事はやるのである。休日には、其の番に當つた者は上陸が許される。半舷上陸といつて乗員の半數だけが上陸することになる。艦に残つた半數員は、普通の作業に就くことはなく各自好む所に従つて體育、遊戯、讀書等に自由の時を過ごすといつた譯である。

**月曜日** 午前中は巻頭に奉掲せし勅諭の奉讀や、精神講話、或は、分隊の點檢、艦内の點檢、被服の點檢などが施行される。精神講話は艦長又は副長が自身で話されることもあるが、各分隊毎に分隊長が適宜行ふのが普通で、皇國の國體や、國民道徳に關するもの、治亂興亡の跡を知るための歴史物語、海陸戰爭談等、所謂、軍人精神の養成に裨益する様な資料題材によつて教育するのである。

**火・金曜日** 洗濯をやる定例日である。各自の被服の洗濯をやる定例日である。各自の被服の洗濯、乾燥が普通で、大砲の覆とか、天幕類、釣床類の帆布具もひどく汚れない中に時を見て洗濯するのである。

**土曜日** 大掃除の日である。此の日は、午後に半舷上陸が許されるのを普通とする。大勢が團居する大家庭であるから衛生といふことは、常時考慮に置き、掃除整頓といふことは、各自が習慣性になる位にせねばならぬ。一週一回のこの大掃除も、午前中に大體を済ませ、午後艦内に残つて居る乗員の手で仕上げを行ふ様に、徹底的に努力するのである。

右以外の課業時間は、總て教育訓練と艦體、兵器、機關の整頓に充てられる次第であるが、教育訓練は個人的教育より、團隊的訓練に至るまで、幾多の段階があり、其の種類も多岐多様で、是等總べてに關し、乗員をして熟練の域に達せしむることは、短日月の克くする所ではない。艦體、兵器、機關の整備も亦重要にして等閑に附し得ぬ事柄である。是等の諸作業は、即ち、週課表の定むる所により、最も順序よく、且つ、過不足あることなく有効に實施されて行くのである。

以上の如く、日課により一日を暮らし、週課により一週を過ごし、斯くして、自分が乗組ましめられたる艦船の任務を遂行せしめ行く間に、星移り物變つて、いつしか知能も啓發され、經驗も積んで、立派な一人前の乗員となるのであるが、初めから腕に覚えのある技能者とはなり得るものでないから、乗艦當座は特に進んで作業をさせて貰ふやうに努め能く舊任の人のやり口を見習つて、假初めにも骨惜みをするが如き事があつてはならない。其の中にいつしか階級も上り、次ぎ／＼に乗艦して來る新兵に對して、指導の立場に立ち、後任の者より尊敬される身柄となるのである。

## 第四章 官等・進級其の他の參考事項

### 第一節 官等と進級

海軍兵には二等兵、一等兵、上等兵、兵長の四階級あり、下士官には二等下士官、一等下士官、上等下士官の三階級があつて上等下士官から准士官（判任官一等）に進み、准士官から特務士官（高等官）に任用せられる。特務士官には少尉、中尉、大尉の三階級があつて、各科共大尉から特選に依り少佐に進み努力次第で更に上級に進むことが出来る。

入團すると最初は二等兵で、現状に於ては各兵種共約三ヶ月乃至三月半間海兵團で教育を受け一等兵となつて軍艦に乗り、以後順次進級するのである。その間本人の志望に依り各學校に入校し夫々専門の學術及び技術を修得するのであるが、今其の取扱

ひを少しく異にする兵種に就て概説する。

一、信號兵となる水兵は海兵團の教育約三月の後一等兵となり海軍航海學校に入校し約八月の教育を終へた後、艦船部隊に配員される。

二、水中測的兵、電信兵は海兵團で約三ヶ月教育を受け、一等兵となつて水測兵は海軍機雷學校に、電信兵は海軍通信學校に夫々入校し、約一年専門の教育を経て艦船部隊に配員される。

三、少年飛行兵は最初から海軍練習航空隊に入り二等飛行兵となり、乙種飛行豫科練習生を命せられ、約二年の同教程卒業迄に飛行兵長に進み、豫科卒業に引續き飛行練習生（操縦と偵察に別れる）を命せられるのであるが、本練習生の教育期間は約一年で、卒業と同時に二等飛行兵曹に任用される。

四、工作兵は海兵團で約三ヶ月の教育を受け、一等兵となつて海軍工作學校に入校約一年間専門の教育を受け艦船部隊に配員される。

五、衛生兵は海兵團で約三ヶ月の教育を受けた後一等兵となり、海軍病院で約九ヶ月教育を終へてから艦船部隊に配員される。

## 第二節 入團（隊）期日

入團期日は五月一日であるが、少年飛行兵に限つて五月一日、十二月一日の二回に入隊する。従つて採用者は期日を誤らない様にせねばならぬ。

尙後期に入隊する者は期日迄相當期間があるから、採用者心得をよく守り、攝生を重んじ、操行を慎み、健康を保つことに注意し、且學力の向上に努めねばならぬ。

## 第三節 現役年數

海軍志願兵の現役期間は五年で、更に希望の者は満期前に出願すれば二年を一期として再現役を許可される。下士官に進めば更に六年間現役を勤め、其の後同様に再現役を願ひ出来ることが出来る。更に准士官、特務士官に進めば、准士官は四十八歳迄、中少尉は五十歳迄、大尉は五十二歳迄現役に勤めることが出来る。

第四節 官職一覽

一、官職名

將校	兵料	海軍大將	海軍中將	海軍少將	海軍大佐	海軍中佐	海軍少佐	海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉
將校	軍醫科	海軍中將	海軍少將	海軍大佐	海軍中佐	海軍少佐	海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉	海軍少尉
將校	藥劑科	海軍中將	海軍少將	海軍大佐	海軍中佐	海軍少佐	海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉	海軍少尉
將校	主計科	海軍中將	海軍少將	海軍大佐	海軍中佐	海軍少佐	海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉	海軍少尉
將校	技術科	海軍中將	海軍少將	海軍大佐	海軍中佐	海軍少佐	海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉	海軍少尉
將校	齒科	海軍中將	海軍少將	海軍大佐	海軍中佐	海軍少佐	海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉	海軍少尉
將校	醫科	海軍中將	海軍少將	海軍大佐	海軍中佐	海軍少佐	海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉	海軍少尉
將校	法務科	海軍中將	海軍少將	海軍大佐	海軍中佐	海軍少佐	海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉	海軍少尉
將校	軍樂科	海軍中將	海軍少將	海軍大佐	海軍中佐	海軍少佐	海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉	海軍少尉
將校	看護科	海軍中將	海軍少將	海軍大佐	海軍中佐	海軍少佐	海軍大尉	海軍中尉	海軍少尉	海軍少尉

特務士官									
兵科									
海軍大尉									
海軍中尉									
海軍少尉									
准士官									
海軍兵曹長									
海軍飛行兵曹長									
海軍整備兵曹長									
海軍機關兵曹長									
海軍工作兵曹長									
海軍軍樂兵曹長									
海軍衛生兵曹長									
海軍主計兵曹長									
海軍技術兵曹長									
下士官									
上等下士官									
一等下士官									
二等下士官									

備考 必要に應じ海軍兵曹長以下を水兵科准士官下士官、海軍飛行兵曹長以下を飛行科准士官下士官、海軍整備兵曹長以下を整備科准士官下士官、海軍機關兵曹長以下を機關科准士官下士官、海軍工作兵曹長以下を工作科准士官下士官と稱することを得

二、海軍兵職階表

第四章 官等・進級其の他の参考事項

技術科	兵			
	兵長	上等兵	一等兵	二等兵
軍樂科	海軍軍樂兵長	海軍上等軍樂兵	海軍一等軍樂兵	海軍二等軍樂兵
看護科	海軍衛生兵長	海軍上等衛生兵	海軍一等衛生兵	海軍二等衛生兵
主計科	海軍主計兵長	海軍上等主計兵	海軍一等主計兵	海軍二等主計兵
兵科	海軍技術兵長	海軍上等技術兵	海軍一等技術兵	海軍二等技術兵
	海軍工作兵長	海軍上等工作兵	海軍一等工作兵	海軍二等工作兵
	海軍機關兵長	海軍上等機關兵	海軍一等機關兵	海軍二等機關兵
	海軍整備兵長	海軍上等整備兵	海軍一等整備兵	海軍二等整備兵
	海軍飛行兵長	海軍上等飛行兵	海軍一等飛行兵	海軍二等飛行兵
	海軍水兵長	海軍上等水兵	海軍一等水兵	海軍二等水兵

備考 必要に應じ海軍水兵長以下を水兵科兵、海軍飛行兵長以下を飛行科兵、海軍整備兵長以下を整備科兵、海軍機關兵長以下を機關科兵、海軍工作兵長以下を工作科兵と稱することを、豫備員に付き亦これに準ず。

(注意)ノ(一)

昭和十七年十一月一日より海軍特務大尉とか、海軍特務機關少尉とか云はれてゐたのが、單に「海軍大尉」となり「海軍少尉」となつて、學校出の士官と官名は同様になつたが制度として特務士官は残つてゐる。

(注意)ノ(二)

將校に就ても「機關」といふ科別が廢止されて、今まで「海軍機關少佐」とか、「海軍機關少尉」とかいふ名稱が、單に海軍少佐となり、海軍少尉となつた。

(注意)ノ(三)

特務士官の科別は、兵科、飛行、整備、機關、工作、軍樂、看護、主計の八種類あつたのが、飛行、整備、機關、工作は兵科に統合され、また技術科が新たに、設けられたために結局、兵科、軍樂、看護、主計、技術の五種に整頓された。

第五節 參考事項

一、服役期間

第四章 官等・進級其の他の參考事項

さて、下士官の服役期間は現役、豫備役に分かれ、士官も亦同様である。兵も同様であるが、尙年限の詳細を記せば、

下士官——現役六年、豫備役七年

兵——志願兵——現役五年、豫備役十一年

徴兵——現役三年、豫備役十二年

である。

下士官にして、豫備役を終りたる日に於て、年齢四十歳未満の者は、年齢四十年に満つる日まで、引續き第一國民兵役に服するのである。而して豫備役を終りたる日に於て、年齢四十年以上四十五年未満の者は、其の翌日を以て兵役を免せられる。又下士官にして、服役中年齡四十五に達する者は、服役の期間に拘らず、四十五に達する日の翌日を以て服役を免せられる。

志願兵の現役定年齢は三十五年とし、四十年を以て全服役の終期とされてゐる。

## 二、義務服役

後に述べ度いと思ふが、海軍には種々の學校がある。其處で現役中之等の諸學校に入校して練習生教育を受けた者は、卒業後、一定の期間現役に服する義務が生ずる。

此の義務に服するものは、現役期間満つるの翌日より、義務の終るまでを一期として次に述べる再現役に入りたるものと見做される。即ち其の教程の種類及び服役の年限は次の通りである。

工術練習生

二年

普通科（經理術、衣糧術）練習生

高等科（砲術、水雷術、機雷術、測的術、運用術、信號術、電信術、航空兵器術、整備術、機關術、電機術、内火術、工作術、看護術、經理術  
〔普含ム〕衣糧術〔普含ム〕練習生

三年

特修科 工術練習生、專修科工作術、特修科砲術練習生、特修科測的練習生

特修科 軍樂術練習生

特修科 飛行術練習生

普通科（砲術、水雷術、測的術、機雷術、航空兵器術、整備術、機關術、内

火術、電機術）練習生

四年

飛行練習生、高等科軍樂術練習生

### 三、再現役

規定の現役期間を終つた者で、引續き現役に服したい希望者は、之を志願すること  
が出来ゝ。之を再現役と云ふのである。再現役は、志操確實、身體強健、品行方正、  
技能優秀の者であつて、且下士官ならば、准士官に、兵ならば、下士官に進級し得る  
見込ある者の内より、所要に應じ許可される規定である。而して再現役一回の年限は  
二年であるから、二年毎に數回に互り志願することも、勿論出来る譯である。

### 四、在營期間の短縮

青年學校の課程又は之と同等以上と認められたる課程を修得し、檢定に合格したる  
徴兵は、六十日以内在營期間を短縮し得るの規定がある。

### 五、服役免除

現役中本人が不在のため一家の生計が立ち行かぬ様になつた場合には、本人の願ひ  
に依りて現役を免せられる。又、現役中病氣又は負傷のため現役に堪えなくなつた者  
も、現役を免せられる。病氣や負傷の程度に依つて、永久に全兵役を免せられること  
もある。

其の外、現役中の下士官、兵で、海軍兵學校、海軍機關學校或は海軍經理學校の生  
徒に採用せられた者は、同時に服役を免せられることは勿論である。

豫備役にある下士官兵で、病氣又は負傷に依つて其の服役に堪えぬ様になつた者は  
第一國民兵役に編入せられ其の程度に依つては全兵役を免せられる。

### 六、海軍豫備員

出身 豫備少尉は高等商船學校卒業生、水産講習所遠洋漁業科卒業生、豫備學生教程  
終了者又は航空豫備學生教程終了者、豫備上等兵曹及び豫備上等機關兵曹は豫備練習  
生教程終了者、豫備一等水兵、豫備一等機關兵、豫備一等工作兵は豫備補習生教程修  
了者、豫備一等飛行兵曹は飛行術に關する豫備練習生教程修了者、豫備二等兵曹は飛

行術に關する豫備練習生教程修了者、又は遞信省の委託により海軍航空隊に於て航空術を修得したる者にして豫備員たらんことを志願する者より、各々詮衡に依り任用せられるものである。

服役 海軍々人として豫備役に服することである。尙、其の進級は海員其他所定の海軍關係の業務に服すること、飛行科に在りては、飛行兵其他所定の航空關係業務に従事することが直ちに進級に要する實役停年として計算せられ、海軍省に於て詮衡の上級を追ふて歴進せしめられるのである。

### 第五章 被服及服裝其他

#### 第一節 被服

海軍下士官に支給される被服物品は、各海軍々需部にて製造又は補充されるのである。

る、入團當日に支給される品名並に定數は次の通りである。

軍衣袴(黒服)	三著
夏衣袴(白服)	三著
胴衣	一著
外套	一著
雨衣	一著
軍帽	二個
第一種略帽	一個
第二種略帽	二個
帽日覆	三個
襦袢	三著
夏襦袢	三著
中着襟	三著(軍樂兵を除く)

袴	下	二著
夏袴	下	二著
脚絆	一組	
襟飾	二枚 (軍樂兵を除く)	
半靴	二組 (機關兵、工作兵中金工員は三組)	
靴	八組	
毛布	三枚	
蒲團	一枚	
衣囊	一個	
腹巻	一枚	
紺足袋	二組 又は一組	
事業服上衣袴	三著 又は二著	
掃除服	三著 又は二著若は一著	

軍帽 前章 一個

臂章 附著すべき被服の數に同じ

被服は新品及び古品を交せて交付されることがある。之等は各保存期間があつて、その期限に達すれば交付又は交換が出来るのである。

以上の被服物品は、軍籍に在る間又は海軍准士官に進級する迄保管するのである。在役中公務のために流失又は毀損或は焼失した場合は、自分の分隊長にその理由を申し出で、再交付を願ふのである。又自分の不注意で紛失等の場合には、極力搜索し、然る後分隊長に其の旨申し出て調定し、常に定數を揃へて置かなければならない。

### 第二節 服 装

海軍々人の服装は、士官、特務士官、准士官のものは正装、禮装、通常禮装及び軍装の四種に分かれ、候補生、生徒のものは通常禮装、軍装の二種に、下士官兵のものは軍装に分れてゐる。

正装は四大節に遙拜式を行ふ場合、又は参内或は賢所参拜をなす場合、天皇臨御の觀兵式、觀艦式に参列陪觀する時等、最も嚴肅なる儀式に着用する。

禮装、通常禮装は順次正装の場合に次いで嚴肅なる儀式に着用する。艦船に於て普通祭日の遙拜式、或は分隊點檢等には、准士官以上は通常禮装、下士官兵は軍装を著用するのである。

一般に軍装は右の正装、禮装をなす場合を除き、普通勤務の際用ひるもので、第一種軍装第二種軍装に分れ、第一種軍装とは所謂冬服で、第二種軍装とは夏服である。

其の外に陸戰隊等特別の場所に限つて用ひるものに第三種軍装と云ふがある。准士官以上の制服には、色別けに依る各科の識別線がある。識別線は通常軍装以上の袖章、軍装では襟章又は肩章に附されてゐる。その色別けは次の通りである。

士官・特務士官	准士官	識別線の色
飛行科	飛行科	青
整備科	整備科	緑

軍醫科、藥劑科 齒科、醫科、看護科	主計科	技術科	法務科	軍樂科	工關科	機關科	紫
看護科	主計科	技術科	法務科	軍樂科	製作科	工關科	紫
赤	白	蝦茶	萌黄	藍			紫

(イ) 准士官以上

准士官以上の軍装は、第一種軍装は肩章及び袖章、第二種軍装は、肩章に依り區別するのであつて圖の通りである。

正装、禮装及び通常禮装の區別は、正帽、正肩章、正袴、正劍帶にあるが、袖章は金筋であつて官等の識別は軍装と同じである。

二重外套及び雨衣には圖の様には襟に釦を附し將官、佐官、尉官なることを表はす。

釦は士官、特務士官は金、候補生及准士官は釦を附けない。

(ロ) 下士官、兵

下士官、兵の制服の科別及び官等の區別は専ら右腕に附した臂章(一四四・五頁參照)に依るものである。

(ハ) 特技章及び善行章

下士官、兵の制服には階級識別の外に特技章及び善行章を附する。特技章は砲術、水雷術、信號術、機關術、工作術、運用術、航空術その他各種専門の練習生教程を修了したる者に附與し之を左腕に附ける。

善行章といふのは海軍に入籍してから一定年月の間、勤務精勵なる者又奇特の行爲あつた者に付與する。前者を普通善行章、後者を特別善行章と云ひ、これ等は右腕階級識章の上部に附ける。

各章は次の通りである。

准士官以上軍帽前章



下士官軍帽前章



飛行豫料練習生又は飛行練習生たる兵及軍樂兵軍帽前章



兵軍帽前章

軍海國帝本日大

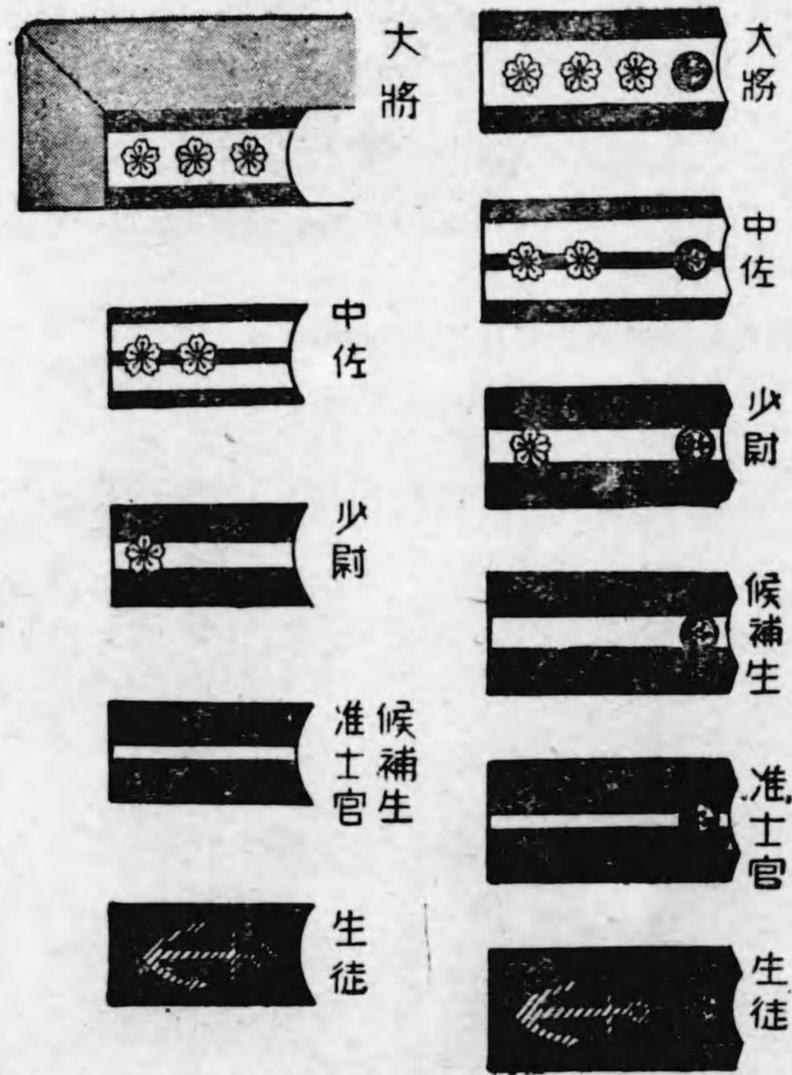
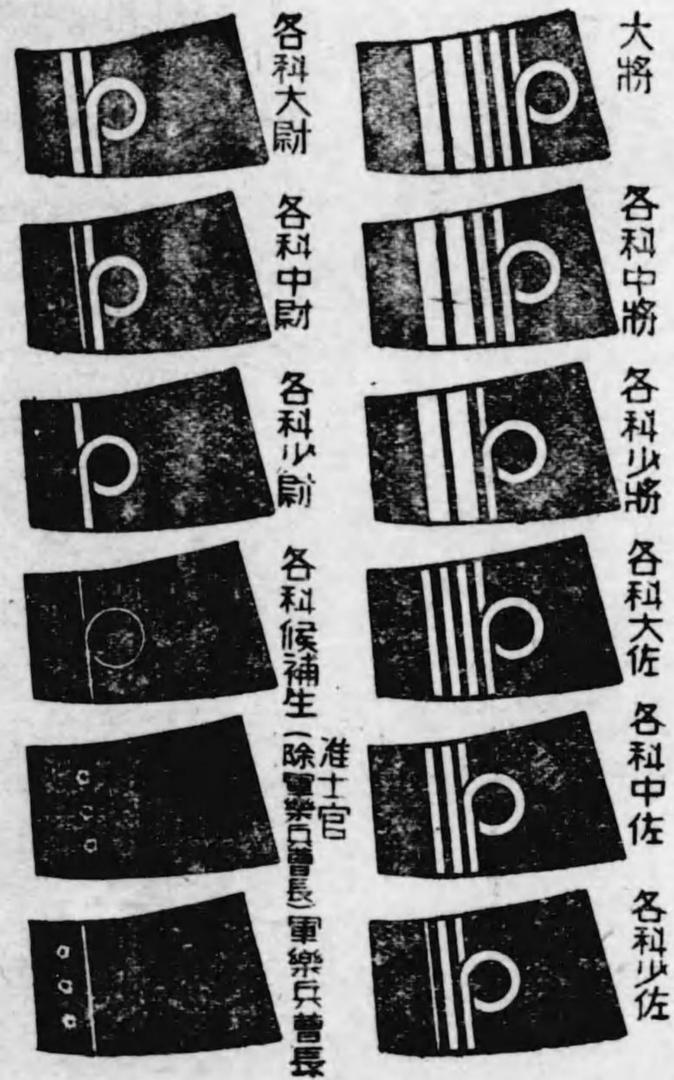


予備員徽章



袖章  
予備中佐







各科大尉



各科中少尉



軍樂兵曹長(禮衣)



將官



佐官



尉官



軍樂員劍帶

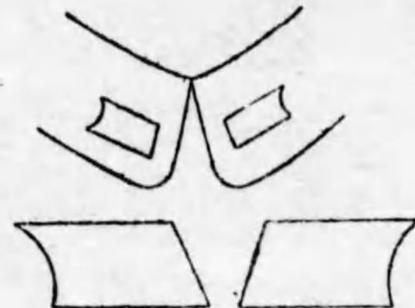


將官

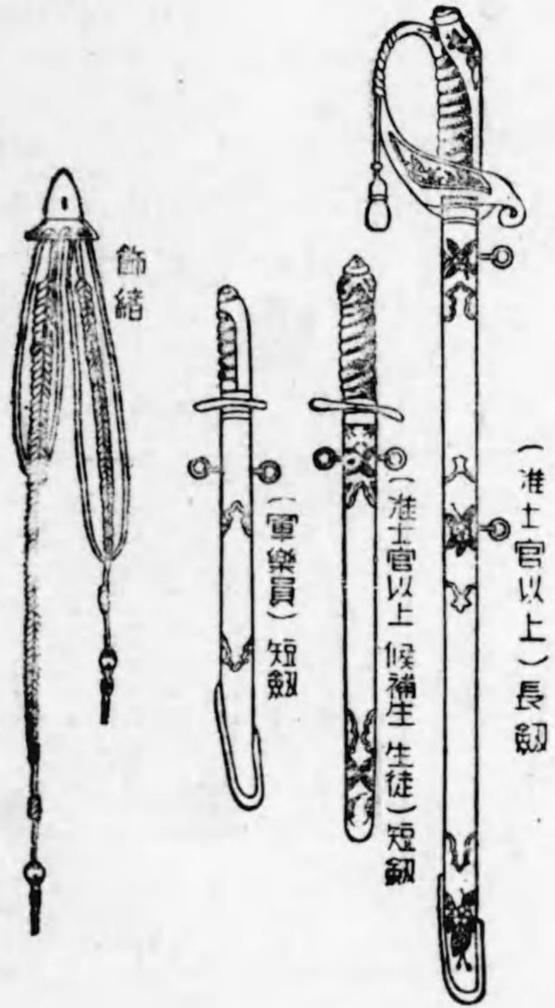


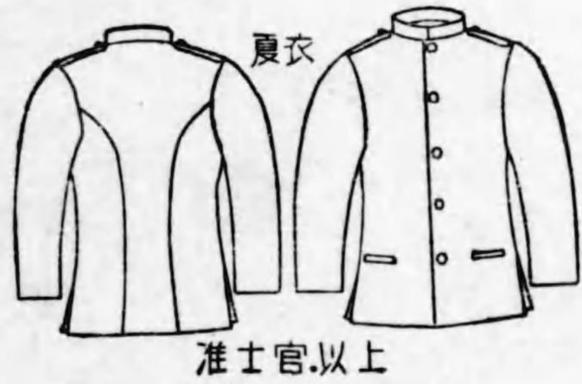
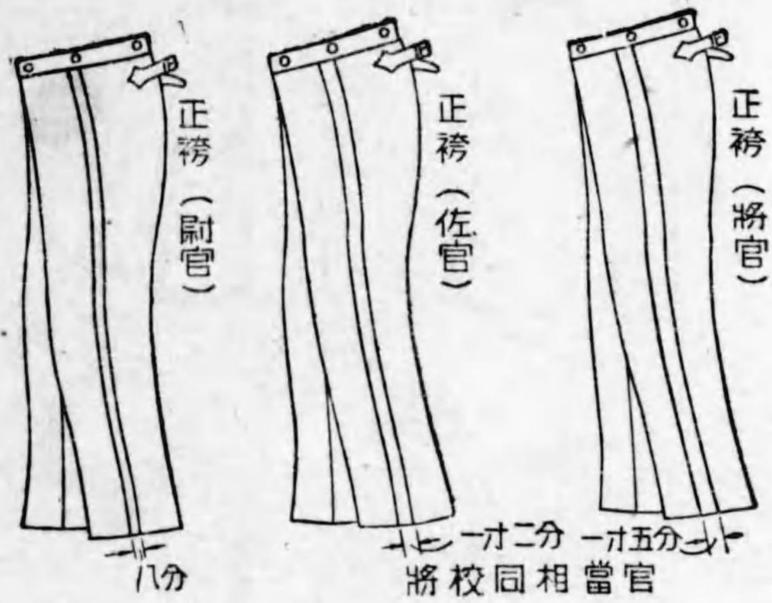
佐官

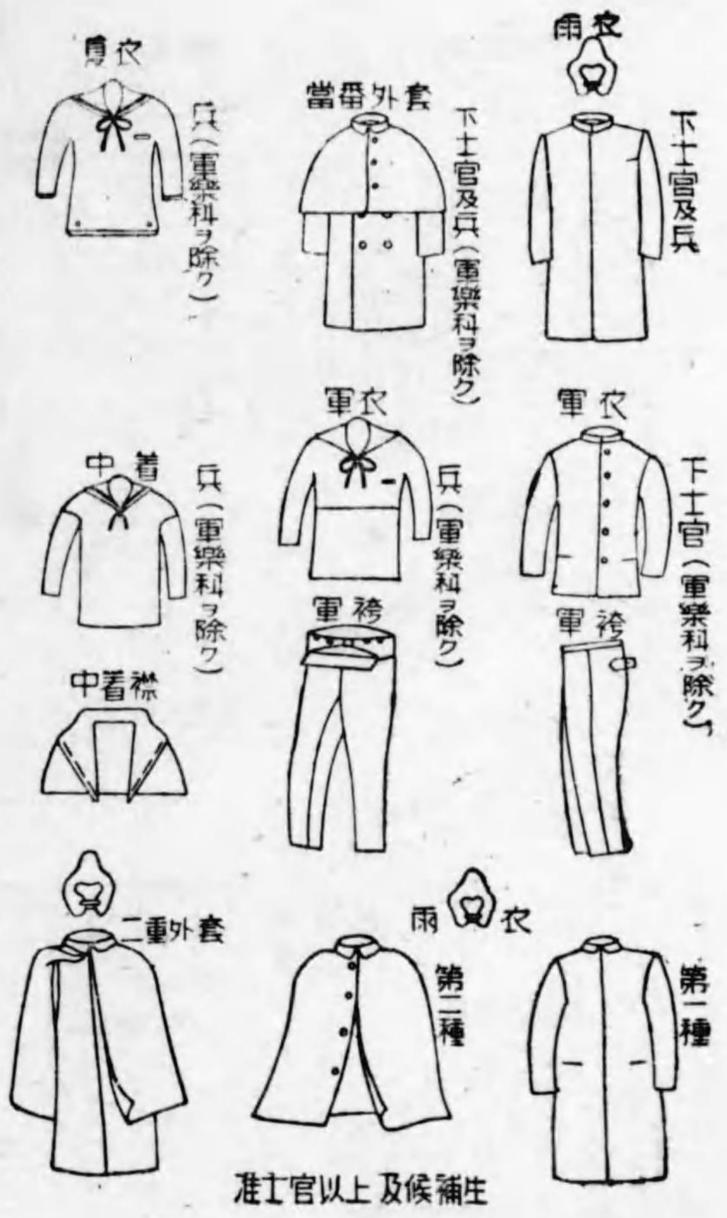
士官特務士官準士官  
マント雨衣襟章



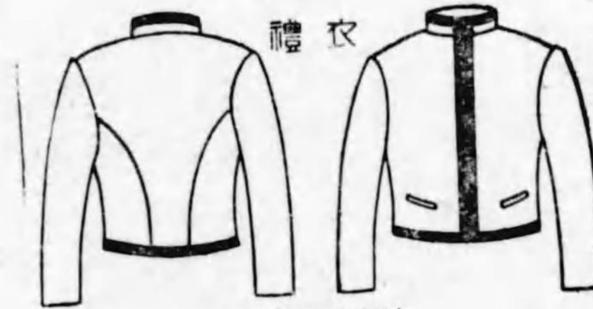
軍樂兵曹長(禮衣)



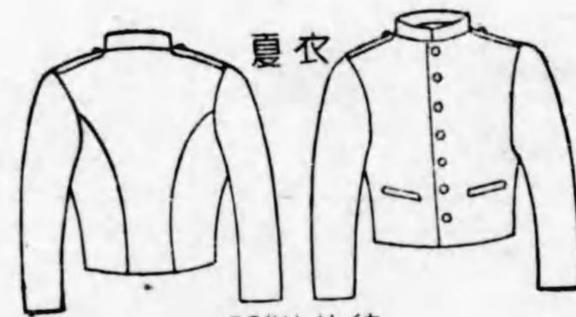




准士官以上 (軍樂科ヲ除ク)



候補生生徒



候補生生徒

兵 臂 章



上等兵



一等兵



二等兵

各科識別章



特 技 章

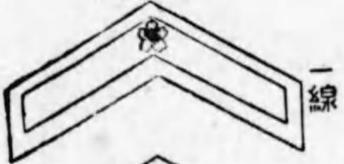


普通科練習  
生教程卒業  
者

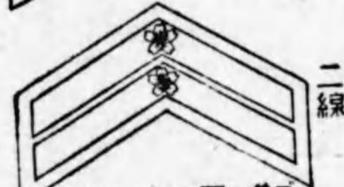


特修科專修科高  
等科又ハ飛行練  
習生教程卒業者

特別善行章



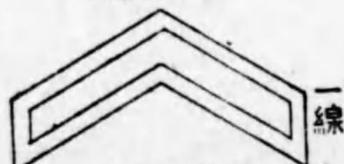
一線



二線

三線以上ハ本圖ニ準ス

普通善行章



一線

二線以上ハ特別善行章ニ準ス

下士官臂章



上等下士官



一等下士官



二等下士官

### 第三節 被服の手入

下士官兵の被服全部は官給品であつて、支給された被服の保存は各人の責務であり、その手入は各自の仕事であるから、常に修補し清潔に保存せねばならぬ。又、縦令寸法が自分の體に不都合であつても、勝手に仕立直し等をしてはならない。

日常の諸訓練に穿いてゐる靴は、毎日休憩時に掃除手入を行ひ、努めて清潔にして置かねばならぬ。又破損の場合は、團内の靴修理工場に市中の職工が居るから、修理を依頼するのである。此の場合の修理賃金は各人の自辨である。

軍服をはじめ襦袢、袴下、靴下等の被服の破損は大小に係はらず皆自分で縫ひ繕ひ

をするのである。被服の縫繕並に手入等は毎週土曜日の午後には許される事になつてゐるが、新兵時代には教育の關係上許されぬ場合もある。それ故、なるべく休憩時間を利用して、早目に修理して置かねばならぬ。

被服洗濯は毎週火、金曜の兩日に實施せられ、隨時洗濯即ち自由洗濯は嚴禁されてゐる。此の點は陸上生活者の想像外である。但し艦船の機關科員、主計科員等、夏季或は汚れ作業後、臨時に許可される場合がある。

分隊長は時々各員の保管する被服を點檢することになつてゐる。之を被服點檢と云ふ。此の場合には分隊長が被服全部に對し定數の有無、保存手入の良否を檢査するのであるから、平素から各人の心掛と注意が大切である。各人の手箱内の整頓、被服の整否は、直ちにその人の品性の高下を表はすものである。

又毎年行はれる恒例檢閲（艦隊司令長官、艦隊司令官、鎮守府司令官、要港部司令官の檢閲）及び特命檢閲（勅令によつて檢閲する、普通海軍大將）の場合には前述の被服點檢も實施される。

### 第四節 給 與

少佐以下の俸給は左表の通りである。此の外に艦船部隊の准士官以上には食料を金給せられ下士官兵には衣服糧食を官給される。又俸給以外に航海加俸、航空加俸、特別加俸及び諸手当等がある。又志願兵を出した家族には毎年十八圓を、九月三月の二日に分けて給せられるのである。

官 等 (俸給) 別		俸 給 月 額	官 等 (俸給) 別		俸 給 月 額
少 佐	特務大尉 特務中尉 特務少尉	一九四圓 一六〇圓	上 等 下 士 官 一 級	同 同 同 同 同 同	五五圓 四四圓 四四圓 三三圓 二二圓 一一圓
准 士 官	同 同 同 同 同 同	一六〇圓 一四〇圓 一三〇圓 一二〇圓 一一〇圓 一〇〇圓	兵 長 (特別俸)	同 同 同 同 同 同	八〇圓 七〇圓 六〇圓 五〇圓 四〇圓 三〇圓
士 官	同 同 同 同 同 同	一〇〇圓 九〇圓 八〇圓 七〇圓 六〇圓 五〇圓	兵 兵 兵 兵 兵 兵	同 同 同 同 同 同	一〇圓 一〇圓 一〇圓 一〇圓 一〇圓 一〇圓

### 第五節 恩 給

准士官以上は十三年以上、下士官及び兵は十二年以上現役に勤めた者又は右年數勤めないでも戦闘又は公務に原因する傷痍疾病に依り不具廢疾となり現役を離れた者は恩給を受け、又本人死亡後は其の遺族に對する扶助の制度も設けられてある。茲に云ふ十二年、十三年以上勤めた者とは戦役、各地の警備、遠洋航海、聯合艦隊勤務、航空機勤務、潜水艦、小驅逐艦、水雷艇、掃海艇勤務等に對する服務の加算を加へて十二年、十三年以上となればよいのであり特に現在は戦時であるから實際は五、六年位で恩給資格を得るのが例である。

又、海軍に服役中恩給を得られなくとも、満期歸郷巡查、看守の如き恩給の附く職を奉じた場合、前の海軍服役中の勤務年限が通算されることになるから大變有利である。

## 第六章 叙位及叙勳其の他

### 第一節 叙 位

位は正一位より從一位、正二位、從二位と順次從八位迄十六階あつて、國家に勳功あり、又は表彰せらるべき功績のあつた人に對し、天皇陛下より賜る榮典であつて、その位に相當する禮遇を享けるのである。

軍人は通常少尉に任官すれば正八位を賜り、順次位階は官階と共に進められ、又一定在職年限を勤務すれば、その功に依り進叙される。

各科特務士官に任官すると、正八位を賜るのであるが、多年在職の關係上、從七位若くは正七位を賜ることもあり、又准士官にして正八位或は從七位の榮典に浴することもある、尙下士官と雖も在職年數の關係に依つて、從七位を授けられるのである。

前に掲げたる者が死亡した場合に特旨を以て位を追賜し、又故人で功績の顯著なる者に對しては特旨を以て位を贈ることがある。

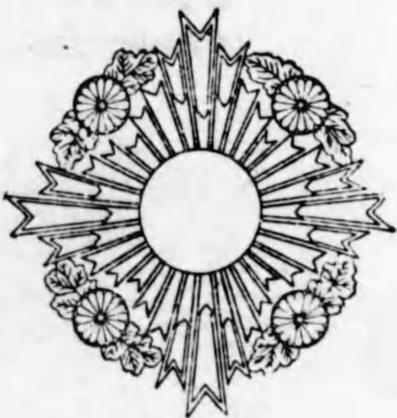
### 第二節 叙 勳

勳等も亦勳績及び功勞のあつた者を賞する爲 天皇陛下より賜る榮典であつて八階級に別れ勳一等に叙せられた者は、一等勳章を賜るのである。

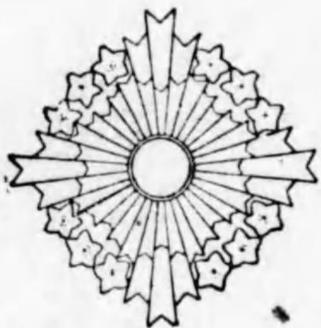
軍人が従軍して武功を樹てれば、その功に依つて其の勳等に叙せられ、同時に同等級の勳章を賜ることは云ふまでもないが、平素でも永年勤績して成績優秀、品行方正なる者には同様勳章を賜るのである。殊に海軍に於ては居留民保護、警備任務等の爲に、外國航海をなしたる場合は、尙一層早く叙勳の恩命を拜することが出来る。

勳章は菊花章、旭日章、瑞寶章、寶冠章の四種類に制定されてゐる。

(一) 菊花章は大勳位菊花頸飾章及び大勳位菊花大綬章の二種で、大勳位菊花頸飾章は帝國の最高勳章である。



大勳位菊花章



勳一等旭日大綬章副章

- (二) 旭日章は一等から八等までの八級あつて、勳一等は旭日桐花章と勳一等旭日章の二種ある爲、總て九種あるわけである。
- (三) 瑞寶章は勳一等から勳八等の八種に區分されてゐる。
- (四) 寶冠章は、勳一等から勳八等迄の八種があり、婦人の功勞者に賜るのである。

### 第三節 金鷄勳章

金鷄勳章は、拔群の武功を奏した者に賜る勳章で功一級より功七級迄の七功級あり軍人が従軍の殊勳を奏すれば、此の金鷄勳章を賜るのである。

功二級金鷄勳章  
(功一級金鷄勳章副章)



功六級金鷄勳章



金鷄勳章には從來終身年金を加賜されてゐたが、昭和十六年六月二十八日に發布の勅令によつてその制度に大改正が加へられ、年金を廢して一時賜金を賜はることゝなつた。その

理由は、物質的代賞觀を拂拭し、勳賞の尊嚴を高め、行賞の實施を合理的ならしむるといふことも一つの眼目である。

これにより兎角生存者と死寂者との間に出来る不公平もなくなる譯で、例へば從來は死寂者は五ヶ年の間、年金を加賜されてゐたが、生存者は終身であるから、死寂者より多額の年金を受けることゝなり、又假りに生存者であつても、生存年數の多少により、年金額の差が出来る等公平を缺く嫌ひもあつたので、これらの點が今回の改正によりなくなり、精神的優遇の道が一段と高められることゝなつた。

是等の位階、勳等、功級者に對しては、宮中席次、其の他に於て種々の禮遇並に特權が與へられる。尙海軍下士官出身兵に賜る最高は、位階は從五位、勳等は勳四等、功三級までである。又、戰役等に從軍すれば、從軍記章を、御大禮に際しては大禮記念章を賜ふことは、實に男子として最大の榮譽である。

### 第四節 優等章及優等徽章

一、優等章 優等章とは技術優秀な者に授與される章である。即ち操砲檢定、給彈藥檢定、照射檢定、測的檢定、發射檢定、敷設檢定、投射檢定、通信檢定、操舵檢定、航空檢定、機關檢定、工作檢定、幹部附檢定、電路員檢定、設置檢定、見張檢定等に於て優秀な成績を得た射手(艦砲)、旋回手(艦砲)、彈庫長、火藥庫長、彈藥供給長、探照燈長、測手、射手(魚雷)、發射機長、飛行機首席魚雷員、裝備長(機雷)、掃海長、掌信號兵、掌電信兵、操舵員、飛行機搭乗員及び飛行機整備員、運轉下士官、汽罐下士官、電機部下士官、補機部下士官及び工作員等に授與せられる。

二、優等徽章 優等徽章は、三回續いて優等賞を得た者に授與される名譽の徽章である(但し掌電信兵、掌信號兵にあつては四回優等賞を續けた者に授與される)。

三、優等賞及優等徽章の種類 優等賞及び優等徽章の種類は別圖の通りで、之を授與せらるべき者は左の如くである。

- (一) 艦砲射撃優等賞 砲員長、射手、旋回手、彈庫長、火藥庫長  
同右 徽章 彈藥庫長、彈藥供給長、探照燈長、管制器長、測手

- (二) 魚雷發射優等賞 射手、發射機長、飛行機首席魚雷員  
同右 徽章
- (三) 機雷布設優等賞 裝備長、掃海長、投射(投下)機長  
同右 徽章
- (四) 通信優等賞 掌信號兵、掌電信兵、暗號員  
同右 徽章
- (五) 見張優等賞 見張員  
同右 徽章
- (六) 操舵優等賞 操舵員  
同右 徽章
- (七) 航空優等賞 航空機塔乗員たる下士官、兵  
同右 徽章 航空機整備員たる下士官
- (八) 機關運轉優等賞 機關部下士官、罐部下士官、補機部下士官、運轉幹部附  
同右 徽章



應急優等徽章

(九) 工術優等賞  
同右 徽章 工作員

(十) 小銃射撃優等章 小銃檢定射撃に於て得點五十點以上の者に附與せらる

(十一) 潜水學校練習生 潜水學校練習生教程を卒業したる者に附與せらる  
修業 徽章

### 第五節 普通善行章及特別善行章

海軍下士官にはその勤務の狀況又は特別の行爲に應じ善行章を付與される。善行章には普通善行章と特別善行章とがあり、前者は品行方正であつて、勤務精勵なる者に付與され、後者は、特に勇敢若く奇特の行爲あつた者、又は拔群の勤務をなし、軍人の模範となるべき者に付與されるのである。

海軍下士官兵が初めて入團、又は入隊した日、又は善行章線を付與された日から三

年以上品行方正であつて、勤務精勵であるときは、普通善行章線一線を付與される。

海軍兵が初めて入團の日から三年未滿であつて、滿期退團の際、除算日數のないものは、期間を二年十月に短縮し善行章を付與することがある。但し父母の病氣看護又は死亡の際、往復日數を除き三日以内の時は除算せられない。

海軍下士官であつて、前記の特に勇敢若くは奇特の行爲があつた者、又は拔群の勤務を爲したる者は、一回毎に特別善行章一線を付與される。特別善行章には所轄長の名を以てする褒狀が附せられる。

善行章、特別善行章、特技章及び前節の優等賞並に優等徽章には、俸給の外に、それら各規定に従つて加俸されるのである。

左の如き場合は善行章を褫奪される。

- (イ) 懲罰、科料又は罰金に處せられる時は善行章一線を褫奪せられる。
- (ロ) 禁錮の刑に處せられたときは普通善行章二線と特別善行章を褫奪される。
- (ハ) 懲役の刑に處せられた時は、善行章全部を褫奪される。

(二) 禁錮又は懲役の刑に處せられ、刑の執行猶豫を受けた時でも、普通善行章二線を褫奪される。

普通善行章を有する者が褫奪された時は、それぞれの刑の種類によつて、三年を経過しなくとも付與される事がある。又刑罰に處せられぬ時でも、品行又は勤務の状況によつて善行章を保有するに適しないときは褫奪される事がある。

## 第七章 衛 生

### 第一節 衛生上の注意

軍隊の戦闘力は武器の精巧と同時に、兵の勇敢に俟つもの多く、勇敢なる精神は誠に健全なる身體に宿るものなのである。軍人の身命は前にも述べたやうに既に君國に捧げたもので、自己の身體でしかも自分一個の自由にならない大切なものであるから

常に健康に注意し病に罹つたり不慮の傷を受けないやうに氣をつけねばならぬ。殊に各種傳染病の如きは、一人の不注意に依つて軍隊内全部に非常な迷惑を及ぼすものであるから、特に注意しなければならぬ。如何にすれば健康を保持し、體力を増進し得るかと云へば、常に衛生を重んじ身體、被服、居住を清潔にし、飲食に注意し、諸慾を制し以て身心の鍛錬に努めるにあるのみである。

#### 一、身體衣服の清潔

身體が不潔であつたならば、何時かは健康を害し、病氣に罹るものである。それ故努めて入浴をなし身體各部を清潔にして置くやうに注意しなければならぬ。被服洗濯の場合には、不潔物は全部洗ひ、殊に襟袖、袴下、靴下の如く直接肌身に附着するものは、充分洗ひ乾かすべきである。又頭髮、爪等は常に短くして清潔を保つやうに注意しなければならぬ。手は汚れ易いものであるから度々洗はなければならぬ。特に飲食物を取扱ふ場合には、必ずその前に叮嚀に洗ひ清めること、艦内又は海兵團等の各室には昇汞水が備へ付けてあるから、怠りなく使用する心掛けが肝要である。身體

を清潔にすることを怠り、汗に濕つた衣類をその儘永く着てゐたり、靴下を長い間穿いてゐたりすると、必ず皮膚病などの原因になるものであるから、常によく洗ひ乾かし、衣類等も常に清潔なものを着るやうに注意しなければならぬ。

靴も靴擦を防ぐ爲には時々油を塗つて皮を軟かく保たなければならぬ。行軍などで靴傷を防ぐには、靴下に皺のない様に注意し、休憩の時に脱いで靴下を穿き直し、趾の間を紙などで拭ひ乾かすやうにするがよい、出来れば乾いた靴下と穿き更へるのが最もよい。

## 二、居室の清潔

居室の不潔が衛生に害あることは周知の通りである。故に常に整頓し、塵埃のないやうに心掛けねばならぬ。掃除は念入りに隅々迄よく行き届くやうに注意し、又折々は色々な物を持ち出して日光に曝し隅々まで徹底的に掃き清めたるのち、移動物を復舊する。温暖の季節には終日窓を開放し、寒季に於ても屢々窓を開けて室内を換氣する事が肝要である。

## 三、飲 食

俗に病は口から入ると云ふ。故に上陸（外出）先に於ては暴飲暴食を慎み、腐敗の疑ある飲食物や未熟の果物等は口にしない方がよい。又生水は往々胃腸を害ねたり、傳染病の原因になつたりする事があるから、飲料は湯が最もよいのである。

## 四、睡 眠

心身の疲勞を恢復し、更に新なる活動力を得さしめるものは睡眠である。適當な睡眠時間は七時間乃至八時間であつて、夕方九時頃から朝の六時頃迄の間が最も良い。睡眠不足は健康上非常に有害で、體力の低下を來し思考力を鈍らしあらゆる病魔の誘因となるものである。故に外出の際は夜の更ける迄市中を歩き廻つたり、徹夜等せぬやう充分に心しなければならぬ。

## 五、性 病

性病とは淋疾、軟性下疳、梅毒を謂ふもので、花柳界の人は殆ど之に罹らぬものはないと云はれてゐる。不潔な性交により傳染する疾病であつて、此の病の齎らす影響

は、その害甚だしく、體力が衰へ、腦力を損ね、また難治のものである故に本人ばかりでなく、往々その害は妻子にまで及び、その損害は國家にとつて實に莫大である。性病の豫防は極めて容易である。娼婦と性病は密接な關係があるのは云ふまでもないことであるから、之に接近せぬことである。

### 六、傳染病

傳染病はその種類頗る多く、コレラ、赤痢、腸チフス、バラチフス、痘瘡、發疹チフス、猩紅熱、デフテリア、流行性腦脊髓膜炎、ペスト等である。この種の傳染病が一たび軍隊内に發生すると周圍の人に傳染し、往々多數の犠牲者を出し、一艦、一隊の戦闘力を失ふ事があるのである。

これ等傳染病を豫防するには、

- (1) 身體、被服、居住及び其の周圍を清潔にし、有害なる微菌の發生を防ぎ、健康増進に力めること。
- (2) 傳染病及び其の疑ひのある患者には接近しないやうにする。

(3) 軍隊外には常に各種の傳染病患者或は病原菌保有者が散在するから、上陸外出の時は生物等の調理後他人の手に觸れる食物は飲食しないやう氣をつけなければならぬ。(例、生水、氷水、生野菜、刺身、酢の物等)

- (4) 不潔な市街や部落に立寄つたり、不潔な宿屋等の手拭を使用せぬこと。
- (5) 食物を調味する時は、事前に必ず手指を清水にて洗ひ、消毒すること。
- (6) 手指は色々な物品に觸れて最も汚れ易いから度々手を洗ふこと。
- (7) 讀書するとき、頁をめくるのに指を舐めたり、鉛筆等を口に入れぬやう心掛けること。

### 七、罹病したとき

艦(團)内には治療室、病室があつて、治療室には軍醫官、兵曹、看護兵が居て、診察、治療する。身體に異状ある者は、自分の教班長又は教班助手に其の旨申し出て指示を受け、定められた時間に受診に行くのである。而して診察又は治療の結果、傷病の程度に依り、左の通り處置してくれる。

- (1) 水。業。止。傷。痕。の。爲。水。作。業。に。服。せ。ぬ。
- (2) 輕。業。輕。い。病。氣。で。手。當。を。受。け、教。育。訓。練。並。輕。作。業。に。服。す。
- (3) 休。業。輕。作。業。よ。り。少。し。重。く、教。育。訓。練。並。輕。作。業。に。服。せ。ず、釣。床。に。て。休。養。す。
- (4) 入。室。休。業。よ。り。稍。重。い。爲。に。艦。〔團。内〕の。病。室。内。に。て。休。養。加。療。す。
- (5) 入。院。病。狀。の。昂。じ。て。ゐ。る。場。合。或。は。病。氣。の。永。引。く。見。込。の。場。合、病。室。に。於。て。完。全。な。る。治。療。の。出。來。な。い。場。合。等。に、海。軍。病。院。又。は。要。港。部。病。院。に。入。る。

## 第八章 刑 罰

### 第一節 刑罰の意味

海軍刑法は海軍々人で罪を犯した者に適用する法であつて、法を以て罪を糺し、惡を懲し、改善の實を擧げるものであつて、要は罪を未然に防ぐにあるのである。

軍人は一般國民として普通刑法の制裁を受ける外、尙海軍刑法の制裁をも受けるのであるから、海軍々人たる者はかやうな不名譽な制裁を受けないやうに、日常、刑法や懲罰令等の條項を心得置く事が肝要である。

### 第二節 海軍刑法

海軍刑法を適用せられる罪の種類は次の通りである。

- 一、**叛亂の罪** 黨を結び叛亂をなしたる者、叛亂の目的を以て黨を結び、兵器彈藥其の他軍用に供する器物を掠奪した者。
- 二、**擅權の罪** 指揮官であつて外國に對し故なく戰鬪を開始し、又は命令を待たずして戰鬪を爲したるもの。
- 三、**辱職の罪** 守兵其の他重要な勤務に服するものが、睡眠し又は酩酊して其の職務を怠り、或は從軍を逃れ、又は危険なる勤務を避ける目的を以て假病を作り或は故意に身體を傷けたりしたる者。

四、抗命の罪 上官の命令に反抗し、又は之に服従しない者。  
五、暴行脅迫の罪 上官、守兵又は職務執行中の者に對して暴行又は脅迫をなしたる者。

六、侮辱の罪 上官、守兵を其の面前に於て侮辱し、或は上官の訓説等に對し侮辱したる者。

七、逃亡の罪 故なく職役を離れ又は職役に就かざる者。

八、軍用物毀損の罪 海軍の船體、工場其他戦闘の用に供する物を毀棄又は損傷したる者。

九、掠奪の罪 戦地又は帝國軍隊の占領地に於て、住民の財物を掠奪し、或は戰場に於て戦死者又は戦傷病者の衣服、財物を奪ひたる者。

十、俘虜に関する罪 俘虜を逃走せしめ、又は逃走したる俘虜を匿したる者。

十一、違命の罪 守兵を欺きて守所を通過し、又は守兵の制止に背きたる者、豫備役に在る者等にして故なく召集の期限に遅れたる者、戦時事變の際軍事に關し流言飛

語を爲したる者、守兵故なく發砲したるとき、艦船の危急に際し指揮を待たず其の艦船を退去したる者。

以上の罪を犯したる時は其の輕重に従ひ死刑、無期懲役、無期禁錮、有期禁錮又は有期懲役に處せられる。

### 第三節 海軍懲罰令

本令は前條の刑法として論ずべき場合には適用しないが、次の如き行爲があつた時は、其の故意に出づると過失なるとを問はず、懲罰に附せられるのである。而して其の懲罰の種類は左の通りである。

一、謹慎 謹慎とは總て准士官以上に行はれる懲罰であつて、六十日を限度とし、勤務を差止め居宅内又は艦船其他勤務場所に屏居謹慎せしめられる。

二、拘禁 拘禁は下士官に行ふべき懲罰であつて、三十日以内とし、演習、教育の外一切の勤務を差止め一室に閉錮せられる。

三、禁足 禁足は下士官以下に行ふ懲罰であつて、六十日を限度とし、勤務以外艦船官衙、團體又は居宅内にありて一切外出を差止めらるゝのである。

尙拘束又は禁足の處分は書面を作り之を言渡すもので、分隊所屬の下士官兵に對する拘禁、又は禁足の處分は、下士官にあつては其の分隊の下士官の列前に於て、又兵に在つては其の分隊の下士官兵の列前に於て言渡されるものである。

是等の犯則條項は次の通りである。

- 1 服従の道に違ひたるとき。
- 2 職務の權限を誤りたるとき。
- 3 成規に違反したる處置を爲したるとき。
- 4 命令を誤り又之を誤り傳へたるとき。
- 5 擅に職務を離れ又は職務に就かざるとき。
- 6 擅に滞在すべき地を離れたるとき。
- 7 徵召の命を受け故なく到着の期限に後れたるとき。

- 8 酩酊して事を省みざるとき。
- 9 艦船を毀損したるとき。
- 10 官物を毀損、亡失、傷害又は汚損したるとき。
- 11 官物を濫用したるとき。
- 12 濫りに銃砲を發射し又は爆發物を使用したるとき。
- 13 火氣の取扱を粗略にしたるとき。
- 14 暴行、脅迫、鬭争又は侮辱の行爲ありたるとき。
- 15 詐欺に涉る言語又は行爲ありたるとき。
- 16 給與又は貸與を受けたる物品を濫りに貸借し又は其の定數を缺きたるとき。
- 17 擅に艦船内に商貨を積載したるとき。
- 18 秘密を漏洩し又は漏らさんとしたるとき。
- 19 監督又は指導の道を失ひたるとき。
- 20 職務上の地位を利用し私利を圖りたるとき。

- 21 制規又は命令に違ひたる服装をなしたるとき。
- 22 前號の外職務を怠り若くは職務上の義務に背き又は紀律に違ひ若くは威嚴信用を失すべき行爲ありたるとき。
- 是等の罪を犯す事は、たゞに自分一人の不名譽であるばかりでなく、その分隊全部或は、艦全體の不名譽となり、祖先、兩親、郷黨に對しても申譯ないことであるから十分注意して之を犯す事のないやうにせねばならぬ。

## 第九章 酒 保

酒保は艦船部隊内にあつて軍人に對し、日用品並其の他の飲食物等を販賣する所である。酒保に於ける賣品は一般地方の賣品に比較して、品質も良く而も安價である。その販賣品は石鹼類、齒磨粉、揚子、和洋手拭、手帳類、筆、墨、インク、煙草類、紙類をはじめとし切手、葉書、靴下、襦袢、褌に至るまで取揃へ、飲食物としては菓

子類、パン、酒類、諸種罐詰、清涼飲料等を販賣し、陸上部隊では右の外、うどんそば、焼芋等を販賣してゐる。

酒保の販賣時間は朝食後、晝食後、夕食後の休憩時間であるが、飲食物は夕食後に限られてゐる。但し日曜日、祝祭日、公暇日には朝食後より販賣してゐる。そして總て現金で購求するのではなく、切符制度になつて居り、一ヶ月毎に其の合計を俸給より支拂ふのである。

## 第十章 教育機關

海軍下士官、兵には各種兵に依り夫々専門の技術を修得せしめる爲に次の様な教育機關が設けられ、志願者中より選拔の上で入校し、卒業の上は特修兵として夫々重要な配置に就き、進級上にも特典があり、又一定の加俸も支給せられる。

- 1 横須賀海軍砲術學校（横須賀）

- 2 館山海軍砲術學校（館山）  
大砲、探照燈、測距、陸戰等に關する學術や技術を教授する。
- 3 海軍水雷學校（横須賀）  
魚形水雷に關することを教授する。
- 4 海軍機雷學校（横須賀）  
機械水雷、水中測的、掃掃海に關することを教授する。
- 5 海軍航海學校（横須賀）  
航海、運用、信號、見張、氣象等に關することを教授する。
- 6 海軍通信學校（横須賀）  
無線電信電話等に關することを教授する。
- 7 海軍潜水學校（吳）  
潜水艦に關する學術や實務を教授する。
- 8 海軍工機學校（横須賀）

機關、電機、機械等に關することを教授する。

- 9 海軍工作學校（横須賀）  
金屬工業、木具工業、潜水等に關することを教授する。
- 10 海軍經理學校（東京）  
會計、庶務、被服、糧食等に關する學術や實務を教授する。
- 11 海軍練習航空隊（各地）  
航空機操縦、爆撃、偵察、整備等に關することを教授する。
- 12 海軍病院練習部（各鎮守府）  
醫務、衛生等看護術に關する學術や實務を教授する。
- 13 海兵團練習部（各鎮守府）  
新兵を教育するの外横須賀海兵團に於ては軍樂術に關することを教授する。  
更に准士官又は上等下士官中優秀なる者は選修學生として各科別に依り兵學校、機關學校、軍醫學校、經理學校、練習航空隊に入校（入隊）せしめられ將來尉官に準ず

る勤務に服するに必要な教育を授けられる。

## 第十一章 兵器

### 第一節 兵器の意味

以上で、大體人の問題に關しては述べ盡したと思ふ。依つて次ぎには、兵器の問題に就て説明することゝしよう。兵器とは前にも一寸述べた通り、海軍に在りては艦船、兵器及び機關等を意味する。左に之等の現状その他に關し、便宜上兵器、機關、艦船の順序で記述することにする。

### 第二節 大砲

#### 一、沿革及概説

日清戦争の時の我が海軍の旗艦は軍艦松島であつたが、同艦は僅かに、三十二糎砲一門を艦尾の方に持ち、それ以外に十二糎砲を十二門持つて居たのである。之に對して支那海軍はどうかと云へば、定遠、鎮遠といふ大きな鋼鐵艦を所有して居り、是等は、各々三十糎聯裝砲塔を二つ宛備へて居たので、合計八門である。我が海軍は、松島、橋立、巖島を併せて、僅かに、三十二糎砲三門だけである。

無論日本としては、吉野といふ巡洋艦があり、之は十分有力なもので、當時に於ては、今日の戦艦であつて以前巡洋艦と呼ばれた金剛にも相當するものであつて、大きな大砲は持たなかつたが、其の代りに、十五糎砲併せて十二門の速射砲を具へて居たのである。

戦争は、勿論日本としては、中口径速射砲を以て合戦し、支那としては大口徑砲を以て我に對抗したといふ譯である。

次は日露戦争であるが、當時代表的の戦闘艦は三笠であつて、前後に三十糎の二聯裝砲塔一つ宛、合計四門の三十糎砲を持つて居り、此の外十五糎砲十四門を有し、そ

れに對抗する露西亞の艦隊はどうかと云ふと、其の旗艦であつた「スワロフ」を見るに、同じく三十糎砲の二聯裝砲塔を前後に二つ合計四門、十五糎砲の小さな砲塔を合計六つ、合せて十二門持つて居たのである。

次は歐洲大戰に於て、之は直接日本には關係ないが、獨逸と英吉利が「ジュートランド」沖に於て大海戦をなした時、英吉利の旗艦であつた「アイアンデューク」、これが、三十四糎砲塔合計十門を持つて居て、獨逸の旗艦であつた「ケーニツヒ」は、同じく三十糎砲十門、即ち五砲塔を以て對抗したのである。而して「ジュットランド」海戦の皮切りの時の巡洋戦艦の戦ひに於ては、英吉利の旗艦は「ライオン」で三十四糎砲四砲塔合計八門、獨逸は「デルフリングル」で矢張り巡洋戦艦であるが三十糎砲四砲塔合計八門、斯ういふ状況で兩軍が戦ひをしたのである。此の間に於て我が國は如何に進歩したかと云へば、此の「ライオン」或は「デルフリングル」等に匹敵する巡洋戦艦（今日では戦艦と改稱）は金剛、榛名、霧島、比叡の四隻で之等は既に三十糎砲合計八門を持つて居つて、列國海軍が恐れをなして居た。又當時戦艦としては

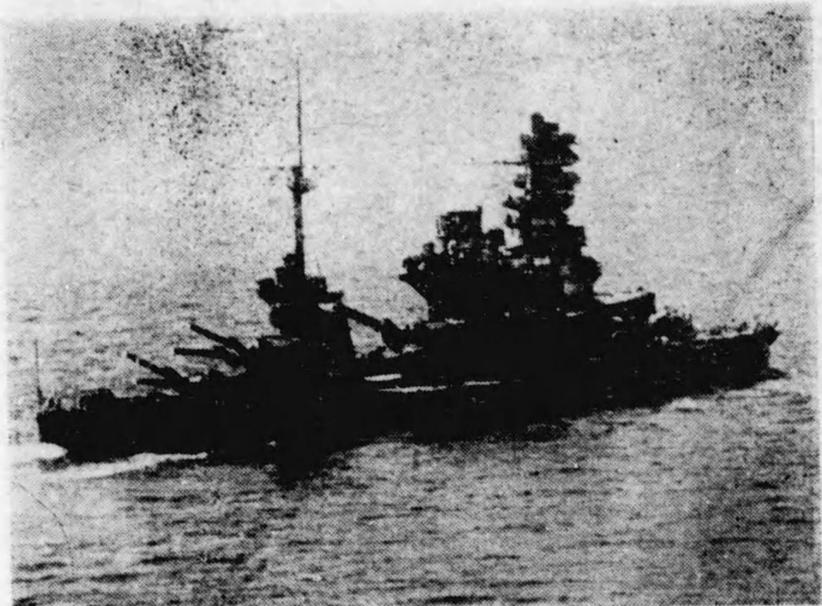
どういふ發達をして居るか云へば、三笠から次に薩摩級が出来て居り、之は前後に三十糎砲二砲塔合計四門、兩舷に二十五糎砲四砲塔合計八門で、次に出来た山城、扶桑等は三十六糎砲十二門、其の後に於ては有名な陸奥、長門の戦艦で、四十糎砲八門を具へて居るといふ順序である。

それで一艦の大口徑主砲は、大體一門より漸次數が殖えて口径も順次大きくなり、主砲は艦の首尾を通ずる中央線上に裝備するといふ徑路を取つて、今日に及んで來たが、一時軍備制限の結果、四十糎砲以上の主砲は制限せられた。そこで、列國は制限を受けざる方面に向つて研究を進め、砲の威力を發揮せんとし、茲に、砲の最大仰角を出来る限り増して、彈丸の到達距離の増大を圖り、或は、砲の推進装置（彈丸を打つた時に大砲が反動で後へさがるからこれをまた本の位置に推し進める仕掛）並に裝填装置に改良を加へなどして、射撃速度を増進せんと苦心を凝らしたのである。次に砲戦開始距離に就て一言すれば、日清戦争當時、黄海々戦の砲戦開始距離は三千五百米であつたが、日露戦争に於ける日本海々戦の砲戦開始距離は六千四百米に増大し、

英獨の「ジュットランド」海戦に於ては一萬一千米或は一萬七千米まで伸びて來たのである。大砲の射距離としては、無論日清戦争當時に於ても五千米位までは利き、日露戦争當時に在りては約一萬、歐洲大戰に於て約二萬米以内の射程の大口徑砲を持つて居つたが、今日に於ては、主力艦の大口徑砲は従前よりは遙かに延伸せし射程を所有して居る様になつて來たのである。

次に、砲装といふ事であるが、大砲の装備は、日清戦争當時の我が海軍は松島がたつた一門後部に、巖島、橋立は同じく前部にあつたが、當時の定遠は稍進歩して、二砲塔を配列して居つた。併しながら、これでは二砲塔を同時に思ふ方向に操縦旋回することが相當困難なので、日露戦争當時に於けるが如く前後に主砲を置き、前と後に二門宛横の方向には常に合計四門が利く様に變化して來たのであるが、日露戦争の結果大口徑砲は海戦の使命を決する重要なものとの證明が附いたので、成るべく多數塔載せねばならぬといふ主義の下に出來たのが、薩摩級の前後に三十糎の主砲、左右に二十五糎砲を四つ宛積むといふ計畫になつたのである。尙、それでも不徹底だとして

英吉利では初めて「ドレッドノート」といふ名の軍艦を造つた。これは前後の砲塔と前の砲塔の後方左右舷に各一砲塔並に後部砲塔の前方中央線上に一砲塔、合計五砲塔を有し、片舷には常に四砲塔が利くといふ風に造り、尙、それでも不徹底だといふので、遂に軍艦の首尾を通ずる中央線に總ての大口徑砲を一直線に列べ、總ての大砲で右舷にも左舷にも向くのみならず、艦首の方は二門だけでは物足らぬといふので、背負式といふのが出來て前の砲塔より後の砲塔を一段高くして、前の砲塔を越して射撃することが出来る様にしたので従つて、艦首の方も艦尾の方向にも同時に四門打出す前に利くと同時に、後の方も同じ様になつてゐるといふ風に、發達して今日に來て居るのである。所で最近には、二つ宛一緒に列べた聯裝砲では物足らぬといふので、今度は、三個の大口徑砲を一緒に列べた三聯裝砲塔が出來た。即ち英國の戦艦「ネルソン」及「ロードネー」(排水量三萬五千噸)は艦の前部に四十糎三聯裝砲塔三基を裝備し砲身は長さ五十口徑で、最大仰角四十度、最大射程は優に三萬米を越ゆるのである。



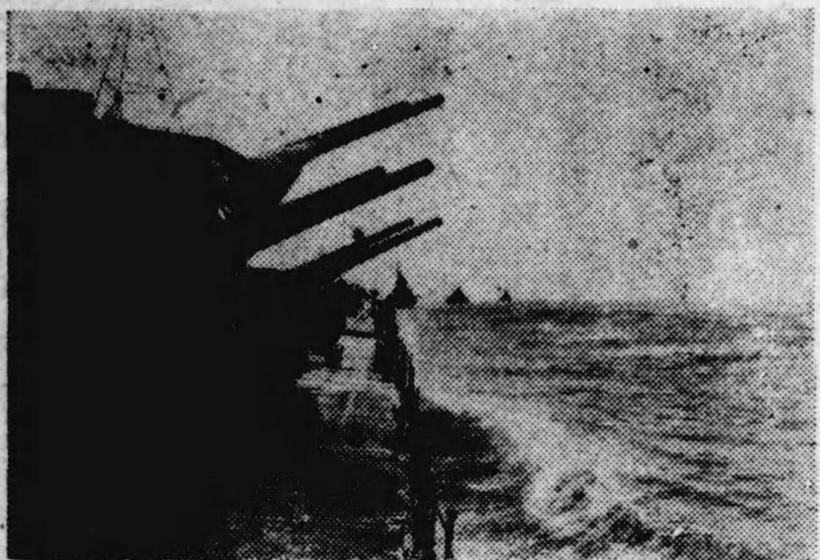
右二艦を除き、現在世界で四十糎砲を装備して居る戦艦は日本の長門及び陸奥、米國の「メリランド」、「コロラド」及び「ウエストバージニア」等で、之等は四十糎二聯裝砲塔四基計八門を搭載して居るのである。

以上は、主として大砲なるもの、沿革を述べたのである。而して、用語中専門に互り解し難いものもあつたらうと思ふので、次に、大砲なるもの、概念を、わかり易く説明することにする。

### 二、海軍砲の種類

海軍砲の種類と言へば、先づ、大きさによつての分類である。

帝國新銳戰艦撃前の刹那



海軍砲の大きさは、其の砲口の直径を表すのを普通とし、之を「口径」と云つて居る。口径は、小は五糎、六糎のものより、大は四十糎砲まで色々ある。現在我が海軍に採用されて居るものを擧げれば、次の通りである。

- 四〇糎砲、三十六糎砲（以上を大口徑砲と稱す）
- 二〇糎砲、一五糎砲、一四糎砲、一二糎砲（以上を中口径砲と稱す）
- 七糎砲、八糎砲、六糎砲、五糎砲（以上を小口径砲と稱す）

そこで、大砲の長さであるが、之は口径を單位として其の倍数で言ひ表はされて居るのである。例へば、五十口径四〇糎砲と云へば、其の長さは

四〇糎の口径の五十倍即ち二〇〇〇糎あることを意味するのである。

次に主砲と副砲といふ言葉がある。之は、戦艦の如く大小二種の砲を多数に備へて居る艦に於て云はれる言葉で、主砲といふのは一艦の備砲中主要なるものとの意味、又、副砲とは其の次に重要な砲との意味である。例へば戦艦陸奥の主砲は四〇糎であり、其の副砲は一四糎砲であると言つた様な譯である。

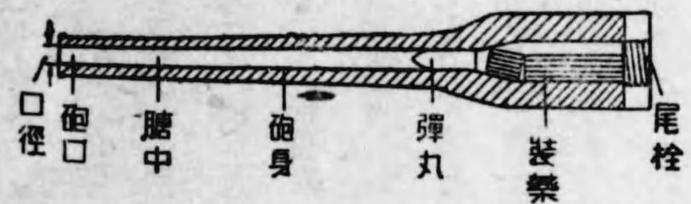
又、砲塔砲、砲廓砲、露天砲などの區別がある。

主力艦の大口徑砲は、總て堅固なる鋼鐵板を以て圍まれて居る。其の圍ひを砲塔といひ、之等の大砲を砲塔砲と云ふのである。砲塔は戦闘中、砲員、砲機、彈藥等を保護する爲のものである。又主力艦の副砲は、大抵一門仕切りの中に備へられてある。此の仕切りを砲廓と云ひ其の中の大砲を砲廓砲と云ふのである。砲廓は砲塔程に堅固でないが、同じく人員や砲機等を保護する用をなすのである。

砲塔砲でも砲廓砲でもなく、砲そのものがムキダシになつて居るものを、露天砲と云ふのである。

以上の外に高角砲といふのがある。飛行機などが襲來した場合、普通の大砲は水平に据ゑられて居るから、或角度以上の上方は到底撃つことが出来ない。其處で眞上方でも容易に撃てる様に特別に造られた大砲がある。之れを高角砲といふのである。

### 三、射撃の方法



圖は大砲に彈丸と裝藥とを込めた所を、縦に眞二つに割つて見た圖面である。各部の名稱は圖に説明して居る通りである。そこで、大砲を打つには先づ尾栓を開いて彈丸と裝藥とを込めた後尾栓を閉め、次に狙ひを定めるのであるが、之を照準と言つて居る。例へば一萬五千米の距離に居る敵艦を狙ふには、照準器を一、五〇〇〇米に調べたる後、大砲を上下左右に適宜動かして砲身を其の敵艦の方に向ける。そして、狙ひの定まつた瞬間に引金を引いて裝藥に點火する様にする。此の點火には電氣による装置と、打撃によつて火を發せしむるものとの二種類がある。點火すれば裝藥は一瞬に燃えて

多量の瓦斯となるが、密閉されて居つて逃げ道がないから非常に大きな膨脹壓力を以て、前方の彈丸を押し出す譯である。押し出された彈丸は、照準器に盛られた距離まで飛行し、狙ひさへ正しかつたとすれば、敵艦に命中する理屈なのである。第一彈が出るのと直に尾栓を開き、次の彈丸と裝藥とを込めて、又前と同じ事を繰返へす。斯くして連續發射、砲戰を行ふ次第である。

つまり、其の方法は、小銃を打つ場合と異なる所はないのであるが、仕掛けが大きただけに之を操作するためには、多數の人手が分擔的に必要といふ事になるのである。而して、砲塔砲の如き巨砲になると砲を上下左右に動かすのも、彈丸裝藥を下から上げて込めるのも電氣とか水壓とかを動力としたる機械の作用で行ふ様に出來て居る。之等機械の操作に當る人達が即ち、砲員である。

#### 四、砲員

前に述べた通りで、つまり大砲を取扱ふ人員を總稱して砲員といふのである。砲員の數は、勿論大砲が大きくなればなる程、多數を要する譯であるが、今中口徑砲に就

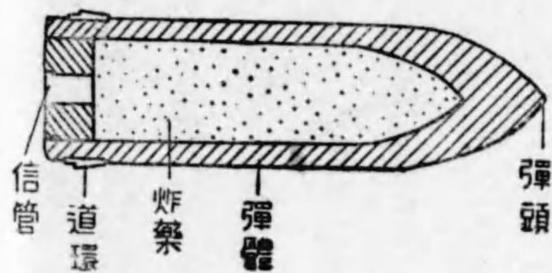
て概説すれば、普通射手・旋回手・掌尺手及び一番乃至六番砲手、併せて九名を以て編組される。其の役目は、射手の砲員は、砲の照準と發火とを掌る外、砲員の長として教育監督の責に任ずる者で、最も重きをなす人である。旋回手は、左右方向の照準を分掌する砲員、掌尺手は照準器の照尺を掌る砲員である。此の照尺といふのは距離苗頭の事で、距離とは敵までの遠さ、苗頭とは自艦も敵艦も速力を出して動いて居るのであるから、停止して居る艦を停止して打つ場合と違ひ、横の狙ひ加減が必要となるので、上から命令される横の狙ひ加減、横距離ともいふべきもの、之等を整へる仕事をするのである。又一番砲手は、尾栓の開閉を掌り、二番砲手以下の動作を監督するのである。それから二、三、四番砲手中、二番は火藥、三番は彈丸の裝填に當る。四番は三番に加勢して彈丸を完全に裝填するのである。最後に五、六番砲手は、彈丸裝藥の運搬に當るといつた斯様な分擔である。

之等の作業は、頭腦も、體力も、膂力も共に必要で、各分擔の作業其のものが、單獨に修練を要するばかりでなく、全部の關聯作業が圓滑に、迅速に完了せねばならぬ

所に、最も大なる訓練を要する次第である。つまり、各員の技術の圓熟と共に呼吸が  
びつたりと合はねばならぬのである。之等の訓練は、無論海兵團でも基本的に課し行  
はれるのであるが、艦船配乗の後、砲員たる者は、配置教育として大に努力勉強しな  
ければならぬ作業の一つなのである。

### 五、彈丸と裝藥

大砲は一に彈丸に依つて其の使命を全うする。如何に立派な大  
砲でも、彈丸が粗末では恐るゝに足らぬといふことになる。今彈  
丸の構造と働きとを説明するに、上圖は彈丸を縦に割つた所で、  
先づ各部の名稱は説明の通りである。



今彈丸が敵艦に命中したとする。先づ、敵艦の外板又は裝甲板  
等を貫徹して信管は發火し、炸藥に點火する、炸藥は瞬間に燃え  
て瓦斯となるが、密閉されてあるため膨脹が出来ないので、大壓  
力が生ずる。壓力は遂に彈體の堅強さに打ち勝つて、彈丸は破裂

し小片となつて四散する、此の時こそ、其の使命とする敵の艦體、諸器具、人員の破  
壞殺傷の威力を逞しうする時なのである。

火藥は、其の成分に依つて色々種類があるが、要するに化學作用に依つて、多量の  
熱を發し迅速に大容積大壓力の瓦斯體に變化せしむる様に出來て居るのである。海軍  
砲に用ゐらるゝ火藥は其の用途に従つて、裝藥、炸藥、傳火藥と名稱が分れ、彈丸の  
内部に填充するものをば炸藥と呼んで居るのである。次に成分から云へば、無煙火藥  
黑色火藥、下瀬火藥等がある。我が海軍にては裝藥に無煙火藥、炸藥に下瀬火藥を用  
ひ、黑色火藥は、演習などの際、空砲に之を用ひて居る。

### 六、彈丸と裝甲板

彈丸の威力が増すに従つて、之に對抗するため、軍艦の舷側や、甲板等を防禦す  
る裝甲板の對抗力を増さなければならぬのである。之がため裝甲板の厚さを増した  
り、製造法を工夫して強靱なるものを製造する等、常に、彈丸と裝甲板とは攻防夫々  
の威力の競争をなして居る有様である。